

決算特別委員会会議録(2)			
日 時	令和7年 9月30日(火)	開 議	午前11時00分
		散 会	午後 5時14分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	松岩委員長、酒井副委員長、白川・松井・白濱・横尾・佐藤・下兼・前田各委員		
説明員	市長、教育長、小林・佐々木監査委員、副市長、水道局長、総務・総合政策・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長、消防長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました松岩でございます。大事な審議がスムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には酒井委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、下兼委員を御指名いたします。

過日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。平戸委員が白濱委員に、中鉢委員が佐藤委員に、高橋委員が下兼委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘密会)

(秘密会解除)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午後1時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、みらい、公明党、共産党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○佐藤委員

◎サテライトオフィスについて

まず、サテライトオフィスの誘致についてお尋ねいたします。

令和6年度の決算説明書を見たところ、サテライトオフィスの誘致に関しましては、令和6年度におきまして352万円の予算に対して執行率99.4%の350万円という決算報告でございました。

令和6年度は、具体的にどのような事業を執行したのか、お聞かせください。

○(産業港湾)安井主幹

令和6年度のサテライトオフィス誘致の事業内容でございますが、地方に進出を検討している企業とオンラインでのマッチングイベント、東京都で開催したマッチングイベント、委託事業者による個別企業の紹介などを行って

おります。

○佐藤委員

続きまして、サテライトオフィス誘致事業費という項目に関してなのですが、令和5年と令和6年で、決算説明書に書いてある事業費についての説明書きの内容がほぼ一緒のような気がいたします。

ただ、この事業は、令和5年度に関しましては891万円、令和6年度におきましては350万円と執行金額には非常に差があるようにも感じるのですけれども、令和5年度に行った取組との違いについてお聞かせください。

○(産業港湾)安井主幹

本事業の初年度である令和5年度には、令和6年度に実施したマッチングイベントなどのほか、サテライトオフィス誘致戦略の策定やプレゼン資料の作成などを行っております。

○佐藤委員

続きまして、立地環境視察費用補助金の予算100万円に対して6万9,000円という執行状況だったのですが、内訳についてお聞かせください。

○(産業港湾)安井主幹

サテライトオフィス誘致の関係で令和6年度に企業の視察対応を行ったのは3社、5名なのですが、そのうち、立地環境視察費用補助金を活用したのは1社、2名でございます。

補助金の内訳としましては、交通費で4万3,000円、宿泊費は2名の2泊分で2万6,000円となっております。

○佐藤委員

今、お聞きしましたら3社5名で、このうち補助金を活用された方が1社2名ということで、令和5年度に比べて随分少ないと思ったのですけれども、対応する企業数が減ったことが分かりました。

それでは、令和6年度はこの3社と商談できたのか、そのほかにも商談できたところはあるのか、お聞かせください。

○(産業港湾)安井主幹

令和6年度は、全部で27社と商談しております。

○佐藤委員

そういたしましたら、小樽市には実際に3社が来訪していただいて、残りの24社はZoomなどのオンラインを通しての商談だったのですね。

令和6年度の商談に行き着くまでの流れとしてはどのような感じだったのか、お聞かせください。

○(産業港湾)安井主幹

マッチングイベントなどにおきまして、委託事業者が地方に進出を検討している企業を小樽市に紹介する形を取っておりまして、紹介された企業と小樽市が商談しております。

○佐藤委員

紹介された企業に商談へ行くに当たって、早ければどのぐらいのタイミングで商談まで結びついているのか、お聞かせいただけますか。

○(産業港湾)安井主幹

委託事業者から紹介された企業との面談につきましては、早ければすぐ、その週にオンラインの面談を設定して商談を行っておりますし、イベントで知り合った企業であれば、イベント終了後、おおむね1か月以内には再度オンラインで商談しています。

○佐藤委員

先ほどお聞きした3社が小樽市に実際に来ていただいているということだったのですけれども、最初の段階からどのぐらいのタイミングで小樽市に直接来ていただけるようになるのでしょうか。

○(産業港湾)安井主幹

企業によって時間は結構変わりますが、最初の商談を行ってからすぐ小樽市を見に行きたいと言ってくれるところもありますし、小樽市のこういう事業者と話をしたいということで少し時間を使って検討される企業もございますので、一概には申し上げられない状況です。

○佐藤委員

小樽市では、この商談後の取組について、どのような方法で、どのようなフォローアップをしているのか、お聞かせください。

○(産業港湾)安井主幹

商談後のフォローアップにつきましては、委託事業者が進出への課題や要望などをヒアリングしてございまして、情報を本市と共有しております。本市としましては、その後、オンラインの面談や視察時の支援などを行っております。

○佐藤委員

小樽市として、この事業を2年間執行しての評価についてお聞きいたします。

○(産業港湾)安井主幹

企業の誘致には時間がかかるものでございますが、本事業は2年で63社と商談を行っているなど、企業の立地には結びついておりませんが、継続している案件もあり、本市の環境をPRできていることとともに、様々な企業と新たに関係構築ができたと考えてございます。

○佐藤委員

やはり企業誘致はなかなか時間がかかるものだと思いますけれども、まずは裾野を広げていきまして、いろいろな企業との話し合いや情報共有などは必要かと思っておりますので、63社は非常に多いのかと認識いたしました。

先ほど御答弁にございましたが、商談後の取組では委託会社と課題の共有などを行っているともお聞きいたしました。企業側が求めているニーズはどのようなものなのか、把握されているのであればお聞かせください。

○(産業港湾)安井主幹

デジタル関連企業のサテライトオフィス誘致におきまして、企業からお聞きしている課題としましては、その企業が提供するサービスなどを活用する市内事業者をいかに増やしていくか、また、進出した際の人材確保などについてでございます。

○佐藤委員

企業側が求めているそういったニーズに対しまして、小樽市でこの事業を進める上で、小樽市で考える課題がありましたら、お聞かせください。

○(産業港湾)安井主幹

課題としましては、進出を検討している企業が提供するサービスなどを活用する見込みがある市内企業を探すことであったり、人材確保の問題などについては課題であると感じてございます。また、進出を検討する際に、営業などを行う活動拠点となるコワーキングスペースなどの環境が十分ではないと考えてございます。

○佐藤委員

小樽市でも、この事業を進める上の課題があることが分かりました。

全国的に見ますと、サテライトオフィスによって企業の誘致に伴い移住して下さる方も増えたという成功事例などもよく目にすることもありますけれども、小樽市でも、サテライトオフィスにかかわらず、企業誘致に関して、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

小樽市に住む若い子供たちが、小樽市から流出するというのが非常に大変な課題だと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

◎扶助費について

続きまして、扶助費についてお尋ねいたします。

財政の概況を見たところ、扶助費のところでも少し気になったところがあったので、何点か質問させていただきます。

障害者福祉費が令和4年度から令和5年度まで約3億2,400万円、令和5年度から令和6年度まで約3億9,800万円の増加となっております。これは、どのような給付や支援が増えたのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

障害者福祉費の増加の要因につきまして主なものをお答えしますが、障害者の高齢化等に伴い重度化による大きな費用負担を伴うサービスの利用が増加し、施設入所支援と生活介護で介護給付費が増えたこと、主に就労継続支援としてB型利用者が増加し訓練等給付費が増えたこと、また、就業する保護者や早期の療育により、児童の発達につなげることを希望する保護者が増え、児童発達支援放課後等デイサービスの利用が増加したことにより、障害児給付費が増えたことなどが挙げられます。

○佐藤委員

先日、北海道は生活保護率が全国で3番目に高い地域との報道を目にいたしました。それなのに、小樽市は生活保護費が昨年よりも減少していると、この財政の概況からは読み取れます。

これは生活保護世帯が減ったのか、小樽市としてはどのような要因が考えられるのか、お聞かせください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

生活保護費の減少につきましては、生活保護世帯の減少が原因の一つだと思われれます。

○佐藤委員

厚生労働省の発表に、昨年度の生活保護の申請は過去12年で最高だったとございます。

小樽市としてはどのような傾向なのか、お聞かせください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

生活保護申請件数につきましては、平成28年度が最高値で431件ございました。その後、令和3年度には231件まで減少を続けましたが、それ以降、令和4年度からは増加傾向にございます。

○佐藤委員

平成28年度から令和3年度までは、かなり減少していると分かったのですが、それ以降はまた増加が続いているということです。

現在は生活保護世帯が何世帯ぐらいあるのか、お聞かせください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

直近の数字を持ち合わせていないのですが、令和6年度末の数字でお答えさせていただきますと、3,061世帯となっております。

○佐藤委員

直近の小樽市の生活保護の開始と廃止の状況についてお聞かせください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

令和6年度の数字でお答えさせていただきます。開始が317件に対しまして廃止件数は353件で、廃止件数が上回っている状況です。

○佐藤委員

令和6年度の開始と廃止の状況を今、お聞きしたのですけれども、差し支えなければ廃止の主な要因などをお聞かせください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

廃止の主な要因としては、生活保護を受給されている方の死亡による廃止が多いものとなっております。

○佐藤委員

報道関係を見ていると、全国的には、現在は若い世代も生活保護の受給者が増えてきているように思われるニュースが流れてくることがあります。

小樽市では年齢的にどのような傾向があるのか、お聞かせください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

本市につきましては、市全体の高齢化率が高いこともありまして、生活保護受給世帯全体に占める高齢者世帯の割合が増えている傾向があります。令和6年度では、高齢世帯が約60%を占めております。

○佐藤委員

いろいろと生活保護世帯についてお聞きいたしました。

それでは、財政の概況を見ますと、扶助費の推移の棒グラフのところに「その他」という区分があります。扶助費の内容につきましてはいろいろな区分がありまして、大体そのほかは、こういった手当や給付かは読むと何となく分かりやすいのですけれども、その他については就学援助費、結核対策費とまた少し違ったようなものがあります。

その他にこういった内容のものがあるのか、お聞かせください。

○(財政)財政課長

財政の概況の扶助費の区分におけます「その他」につきましては、就学援助費や結核対策費以外の主なものとしては、母子生活支援施設運営費負担金で、小樽相談会相愛の里への運営費負担金や予防接種事故による後遺症の障害年金費といったものを計上してございます。

○佐藤委員

◎東京事務所について

令和6年度事務執行状況説明書を見ました。その総務課のところなのですが、東京事務所の取組について記載があります。この東京事務所についてお尋ねいたします。

五つの項目がある中の一つ、「企業誘致や観光宣伝のための情報収集やパンフレットなど資料の配布等について」という項目についてです。

この件数が303件と記載されておりますが、具体的にはどのようなことを行っているのか、お聞かせください。

○(総務)次長

こちらの項目につきましては、主に展示会での企業誘致、PRブースへの参加、また、企業訪問といったことのほか、観光パンフレットの配布といったことを行った取扱件数となっております。

○佐藤委員

この303件のうち、こういった比率で件数が記載されているのか、お聞かせください。

○(総務)次長

全体の件数、303件を10と考えると、企業誘致関係が1、観光関係が9といった比率となっております。

○佐藤委員

この取組について令和5年度の件数を見ますと、令和6年度のほうが30件ほど少ないように見受けられるのですが、なぜなのか、お聞かせください。

○(総務)次長

この件数の全体は観光の取扱が多いといった関係もあるのですが、観光パンフレットの取扱、特に東京小樽会といったところで観光パンフレットをお配りするといった件数もカウントしてございます。こちらの取扱いが令

和5年度から令和6年度にかけて減少している影響が大きかったと考えております。

○佐藤委員

この取組により、小樽市にはどのような効果が見られているのか、お聞かせください。

○(総務)次長

まず、企業誘致に関しましては、東京事務所ではパンフレットの配布のほか、東京で開催される展示会における企業誘致、PRブースへの参加や、企業誘致担当者が参加できない企業誘致関連のイベント、またセミナーといったことに参加して報告を受けております。また、企業訪問などにより企業との関係構築を図っていることから、本市の企業誘致活動の一助となっていると考えてございます。

また、観光宣伝につきましては、主に観光パンフレットの配布という取組がメインとなりますけれども、首都圏の方に実際にパンフレットを手にとっていただくことで、小樽市の観光資源についての情報発信ができていていると考えてございます。

東京事務所は、中央省庁、関係自治体などからの情報収集や、会議等への市長の代理出席など、庁内の全体の業務における首都圏での窓口としての機能を有しております。東京事務所が情報収集や発信を行う中で、実際に首都圏の方とお会いすることができて人脈の形成ができる点に特徴があると考えております。今後も、その強みを生かして効果的な活動を行ってまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員

東京事務所は一人ですか、いろいろと非常に忙しくされているということが分かりました。

企業誘致と観光宣伝に対して、担当部署と東京事務所では連絡を取り合いながらやっているという認識で間違いないでしょうか。

○(総務)次長

各担当とは連携を取りながら活動してございます。

○佐藤委員

先ほども、小樽市にとりましては、やはり観光もさることながら、企業誘致ももちろん大事な課題とお話しさせていただきました。東京事務所での取組、そしてこれを生かした小樽市での取組をぜひよろしくお話ししたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

---

○前田委員

◎おたる自然の村について

一般財団法人おたる自然の村公社に関わり、質問させていただきます。

まず、おたる自然の村の開設年度と開設目的についてお聞かせください。

○(産業港湾)農林水産課長

おたる自然の村の開設年度は、昭和61年、おたる自然の村野営場からオープンしております。その際に、一般財団法人おたる自然の村公社を設置しております。

○前田委員

年間の開設期間はどのようになっていますか。

○(産業港湾) 農林水産課長

当初は通年で営業しておりましたが、平成12年から現在は5月1日から10月31日、冬期は閉鎖という経緯がございます。

○前田委員

令和6年度の予算現額と支出済額について御説明をいただくのですが、令和5年度の予算現額は7,081万9,000円、支出済額が7,081万8,690円、不用額310円で決算認定を終えています。それで、令和6年度の予算現額では7,096万円、支出済額が7,057万5,440円、不用額が38万4,560円と決算説明書に記載されています。

そこでお伺いしますが、38万4,560円の不用額が出た要因について、お聞かせください。

○(産業港湾) 農林水産課長

昨年度に比べて不用額が増えている原因ですが、大規模な修繕費などが令和5年度に比べて令和6年度は支出がなかったことが主な決算額が下がった理由で、それに伴いまして、令和5年度と比べてその分の不用額が生じていることが主な原因となっております。

○前田委員

令和5年度決算の不用額310円は予算現額と近いようなところまで厳しく見積りをされて決算を終えておりますけれども、今回、約38万円というかなりの大きな不用額になるかという気はするのです。見積もったものをしなかったとか、持ち越したなど何かそのような理由もあったのかを含めて、この金額が出た理由についてもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○(産業港湾) 農林水産課長

令和5年度にあった一番の要因は、管理棟の屋根の修繕費が令和6年度もあるだろうと見込んでおりましたが、それがなかったことよっての不用額だと考えております。

○前田委員

質問を変えますが、令和6年度の入村者数などの利用状況について、前年度と比較してどのような状況になっているのか、お示しいただきたいと存じます。

○(産業港湾) 農林水産課長

入村者数でございますが、令和6年度は一般が7,919人、中学生以下が5,469人、合わせまして1万3,388人となりました。

○前田委員

入村者数の令和5年度と6年度の対比がプラスになっているのかマイナスになっているのかも含めてお聞かせください。

○(産業港湾) 農林水産課長

まずは、入村者数でございますが、今申し上げた令和6年度に比べまして5年度は一般が8,109人、中学生以下が6,824人の合計1万4,933人ですから、令和6年度は5年度に比べて微減という状況です。

もう1点、農林漁業体験実習館、いわゆるおこばち山荘ですが、令和6年度の宿泊は、一般が923人、小・中学生が1,668人、合計2,591人、令和5年度では一般が1,212人、小・中学生が1,865人で合計3,077人です。こちらも令和5年度に比べまして令和6年度は減っている状況でございます。

パークゴルフ場利用者は、令和6年度が利用者総数、無料利用者数も含めて延べ565人、令和5年度が475人で、こちらは少し上がっている状況です。

○前田委員

一般入村者数は令和5年が8,109人、令和6年が7,919人でマイナスが190人、パークゴルフ場の分も無料者の人数が多いのですが、これを差し引いて計算すると、これもマイナス3人。要するに、入村者数からパークゴルフ場に至るまでの全ての項目が、結果としては残念ながらマイナスになっています。

次に、この後は厳しい質問になってくると思うのですが、直近5年間までいかなくても結構なのですが、要するに、令和3年度から令和6年度までの数年間で収入と負担額の差額で出していると思うのですが、お聞かせください。

○(産業港湾)農林水産課長

本市の一般財源の持ち出しでの推移だと思いますが、令和3年度が6,716万5,870円、令和4年度が6,397万2,930円、令和5年度が6,206万2,165円、令和6年度が6,313万2,415円で、ここ数年間、事業費7,000万円近辺から使用料を中心とした歳入が700万円ぐらいなので、一般財源としての持ち出し額としては6,500万円前後で推移している状況でございます。

○前田委員

今、御答弁いただきましたけれども、この直近数年間を見ても、毎年のように百数十万円近く維持管理費、つまり税の負担、一般財源の持ち出しがあるわけでございます。

次に、おこばち山荘についてお聞きしていきます。

たしかお風呂も併設されていると思いますが、有料で使用してもらっているようでございますけれども、この施設の利用状況、あるいは収入はどのようになっているのか、お聞かせください。

○(産業港湾)農林水産課長

入浴施設がありまして、おこばち山荘に宿泊のお客様はもちろん、日帰り入浴という形でも運営しております。

利用者数ですが、直近3年で申し上げますと、身体に障害をお持ちの方や小・中学生はお金を取っておりませんで、有料入浴者数で御答弁させていただきます。令和6年度が延べ1,360人、令和5年度が1,283人、令和4年度が1,321人となっております。これに対する利用料金の収入でございますが、日帰り入浴の部分でございますと、令和6年度は24万7,050円という実績になっております。

○前田委員

入浴料は1人300円でしたか。

○(産業港湾)農林水産課長

入浴する人によりまして料金が変わってきますが、大人が300円、高校生が150円、市内にお住まいの70歳以上の方が150円、小・中学生、身体に障害をお持ちの方は無料でございます。

○前田委員

300円、150円、150円で、令和6年度はトータルで24万7,050円になったということよろしいのですか。

○(産業港湾)農林水産課長

おっしゃるとおりでございます。

○前田委員

今度はパークゴルフ場に話を移します。

開村当時には、パークゴルフ場は併設されていなかったと思います。

パークゴルフ場が開設に至った経緯、また、その目的についてお聞かせください。

○(産業港湾)農林水産課長

パークゴルフ場についてですが、平成9年に現在の半分の9ホールがオープンいたしました。そして、平成11年に18ホール全面オープンという時系列になってございます。

開設に至った経緯につきましては、開設当初は北海道全体を見てもまだパークゴルフ場があまりなかったという中で、市民の皆さんなどの要望もありました中で、このおたる自然の村に造ったほうが良いという意見が多かったと聞いてございます。そういった要望などを受けまして、開設に踏み切ったと認識しております。

○前田委員

利用者数と利用料金について、令和5年度は475人、令和6年度は565人で増えているのですけれども、無料の方の184人を差し引くと実質381人で前年度より3名減少しております。この収入は幾らになっているのでしょうか。

○(産業港湾) 農林水産課長

利用形態によりまして1日券または回数券をお買い求めの方もいらっしゃいますが、今お尋ねのパークゴルフ場全体としての利用料収入としては、令和6年度は14万4,000円でございます。

○前田委員

無料利用者184人は、小・中学生のことを指しているのですか。

○(産業港湾) 農林水産課長

そのとおりでございます。

○前田委員

受付等いろいろあると思いますけれども、パークゴルフ場に関わる人員はどのようになっておりますか、お聞かせください。

○(産業港湾) 農林水産課長

パークゴルフ場の受付の担当係として1人雇入れて、働いていただいております。それから、コース整備とか夏場の芝刈りとかといった維持管理は、おたる自然の村の職員の皆さんが専任ではなくて交代で携わっている形、さらに、小樽市シルバー人材センターにも委託しております。

ですので、専任の担当係は1人でございます。

○前田委員

次に、今回もまたあえて同じことを聞いているのですが、人件費、管理費の内訳は出しているのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 農林水産課長

パークゴルフ場に特化した人件費をおたる自然の村職員の分の中から案分してという作業はやっていないのですが、少なくとも、最初に申し上げた受付担当者の臨時雇用の賃金は年間約80万円を確実に支出しています。

○前田委員

受付が専任でいますので、約80万円は分かるでしょうけれども、あと、芝の管理などいろいろ維持管理にもずっとかかっているのだらうと思います。お示しくださいといっても、ふだんそういう計算をしていないので相当難しいし、なかなかできないので分かりませんとのことでした。これはこれでよろしいです。

それで、まとめさせていただきますけれども、現在、民間を含む全道のパークゴルフ場を取り巻く経営環境は大変厳しいものがあると伺っております。

パークゴルフ場の数などが、競技人口の増減も含めどのような実態になっているかはどのように押さえておられますか。

○(産業港湾) 農林水産課長

全道的な競技人口は、高齢化はもちろんのこと、忙しいシニア世代といえますか、仕事などを持っていて、余暇活動を昔のように余裕を持って楽しむような高齢者も減ってきていることも新聞報道などで目にします。

おたる自然の村の利用者数は、ピーク時の平成27年度が2,624人でしたので、ピーク時と比べますと、利用者は約8割減少しているという認識でおります。そういうことで、委員のおっしゃるような、逆ざやという状況はなかなか

か否めないのかと思います。

#### ○前田委員

昨年、私も調べてみましたところ、7割減と出ていました。平成27年度の2,624人が令和6年度は565人まで落ちているわけですから、パークゴルフ場のことだけを見ても相当減少していることが分かるかと思いますが。

そこで、私としては、特にパークゴルフ場について、行政が担う一定の役割、役目は終えたのではないかと考えています。この9月28日に、おたる自然の村に所用があり、行ってきました。日曜日の日中、晴天、パークゴルフ日和、利用客は皆無、誰もいませんでした。

おたる自然の村施設利用者数は、パークゴルフ場も含め、これら全てが令和6年度なのですけれども、全項目で減少しています。令和6年度決算で、予算現額7,096万円に対して使用料収入が745万4,025円、6,312万1,415円の逆ざやになっています。支出済額を入村者数合計1万3,388人で単純に割り返しますと、1人当たりの経費が4,715円かかっていることとなります。民間では考えられない経営内容となっています。

前回の決算特別委員会終了後、おたる自然の村の存続に向けた将来の在り方、経営改革について、どのような議論がされているのか、改革に向けた提案など意見はあったか、公社理事長である副市長の改革に向けた御所見をお聞きます。

#### ○(産業港湾)農林水産課長

前回の決算特別委員会で前田委員と議会議論をさせていただきまして、その後、令和6年度は、まず8月にホームページをリニューアルし、道央圏の小・中学校への誘致営業といった情報発信の強化に取り組みました。これからが大事なのですが、将来に向けた経営改善策、委員のおっしゃる運営方法の抜本的な見直しといったことを見据えて、経営改善検討委員会の立ち上げに際しての枠組みづくりに取り組みました。

現在の話になりますが、令和7年度当初に経営改善委員会をつくりまして、理事や評議員メンバーに加えまして、アウトドア、アドベンチャーツーリズム、知見を持った方、旅行会社などの外部の目も入れた中で、経営改善のために議論を進めているまさに最中でございます。

その中で、市の一般財源の支出6,500万円前後を減らすためには、支出を落とすか収入を増やすか、あるいは両方をやるかということなのですけれども、利益の追求だけにひた走るといった性質の施設や運営理念でもないものから、いろいろと多方面にわたるバランスを慎重に考慮しながら、この委員会の中ですぐできることの短期、それから運営の在り方も含めた中長期に分けて、今、議論を進めているところでございます。

#### ○副市長

昨年、前田委員からも御質問がありまして、おたる自然の村の経営のことを言いますと、やはり宿泊施設の利用が半減になっているのが一番大きな要因になってございます。

確かにパークゴルフ場の部分の利用者も減ってございますが、金額的に言えば本当にそんなに大きい話ではなくて、抜本的な問題はやはり老朽化している施設で、10年前と比べますと利用が半減になっている状況でございます。

そういったことを踏まえまして、先ほど農林水産課長から答弁がございましたが、今のままの施設で経営改善をどうやってするかという取組はこれまでもやってきたのですが、やはりなかなか成果が出てこない。限られた期間の運営、しかし1年間の維持費がかかるという中で、部分だけ改善してもなかなか難しいので、本当に抜本的な見直しをしないといけないというのは、昨年、前田委員からも指摘も受けてございますし、我々もそう思っております。

そういった中で、今、検討委員会を立ち上げながら、本当に抜本的に、あの施設全体でどうあるべきかも踏まえて議論していただいているところでございます。まとめてもらったものなどの提言をいただきながら、我々、市として今後どういった経営をしていくかという具体的な検討はこれからになるのではないかと考えているところでございます。

○前田委員

検討委員会を含めて改革に向けた取組、そして実施、実行について期待していますので、また来年の決算特別委員会を楽しみにしていますので、どうぞよろしくをお願いします。

○白濱委員

◎一般会計歳入歳出決算書について

まず、令和6年度各会計歳入歳出決算事項別明細書の中から、23款の諸収入、4項の雑入の区分が77あるうち、不納欠損額2,110万7,808円のうち約98.5%、また、収入未済額1億9,800万7,235円のうち約95.4%を占める区分20の生活保護費返還金収入が目立ちます。

これにつきまして、令和6年度の生活保護費返還金収入の不納欠損額2,080万4,368円について事由別にお示しくください。また、時効については債権の種類により異なると思うのですが、年数と根拠についてもお示しいただきたいと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

令和6年度の生活保護費返還金収入の不納欠損額2,080万4,368円の内訳について説明させていただきます。

こちらの決算金額なのですが、大きく三つに分かれておりまして、まず、財産等の資力を有しておりますが、切迫した理由などにより一時的に生活保護を受給し、後日、生活保護費を返還する場合等を定めまして、生活保護法第63条による返還金分が389万7,834円あります。

また、不正な手段等により生活保護費を受給した場合の徴収金であります、生活保護法第78条による徴収金分が1,208万9,186円となっております。

最後ですが、保護の変更決定等による戻入未済金分が481万7,348円となっております。

時効の期間につきましては、いずれも5年となっております、その根拠は地方自治法第236条第1項によるものであります。

○白濱委員

債権の種類が三つありまして、それぞれお伺いいたしました。

次に、令和2年度から5年間の収入済額を見ますと、合計で2億9,940万7,523円となっております。しかしながら、収入未済額を見ますと、令和2年度が2億1,867万7,947円、令和6年度に関しては1億8,892万9,546円、5年間で約3億円の収入済額に対しまして収入未済額が約3,000万円しか減少しておりません。

調定額の調査におきまして、この辺の事情についてはどのように分析、また把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

令和6年度から令和2年度の5年間の累積の収入済額ですが、約3億円となっております。

一方で、毎年度、新たな返還金等が発生しているということで、新たに発生した返還金等に関わる収入未済額が積み重なった結果、令和6年度の収入未済額は、令和2年度と比較しまして3,000万円程度の減少にとどまっていると認識しております。

○白濱委員

要するに、回収金、収入済額よりも新たに発生した未収額が上回っているということだと思います。回収率をアップしていくのか、また、発生を防ぐための対策についていろいろとしていかなければならない、また考えなければいけないのかと私自身は思っております。

次に、平成21年度には7,594万483円でありました収入未済額が、現在は約2.5倍に膨れ上がっております。この辺りについての事情をどのように捉えているのかも伺いたいと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

個々のケースによって原因は様々であるとは思いますが、返還対象となっている方のうち、引き続き生活保護を受給されている方が多いと分析しております。このことから、一括もしくは短期間での返還が難しく、長期間の返済とならざるを得なかった結果、収入未済額が積み重なっていったことが現在の金額になったものと考えております。

○白濱委員

滞納の発生から収入済額へと計上するまでに、債権管理フロー、いろいろな段階を踏まえて至ったということだと思っております。

質問を少し変えまして、同じく区分38の住宅敷地転貸料について、令和6年度は調定額が679万1,545円に對しまして収入済額が226万3,032円であり、収入未済額が452万8,513円の計上となっております。

まず、住宅敷地転貸料とは何かについて伺います。

○(建設)庶務課長

終戦後、海外からの引揚げが開始され、本市は樺太引揚者受入れ港であった関係上、市内に定住する引揚者が多く、引揚者の定住先を確保するため、市は民間から土地を借りて住宅の新築を行ったり、民間から既存建物の買収を行うなどし、引揚者の厚生住宅としてお貸ししていたものでございます。

現在、市がお貸ししている建物はございませんが、一部の土地につきましては引き続きお貸ししており、その賃料が住宅敷地転貸料でございます。

○白濱委員

次に、現在も転貸中であるのか、確認しておきたいのと、具体的な土地の場所についてお聞かせいただけるものであれば、お知らせを願います。

○(建設)庶務課長

戦後の引揚者のための厚生住宅敷地としてお貸ししている土地は、現在、小樽市赤岩1丁目122番地、小樽市最上1丁目16番地、小樽市長橋2丁目9番地の3か所でございます。

○白濱委員

次に、この収入未済額452万8,513円につきまして、平成21年度には82万8,939円であったものが、令和6年度までで5倍近くになっております。この辺の事情について御説明願えますか。

○(建設)庶務課長

土地をお借りしている方がお亡くなりになり相続人の把握ができないことや、相続人は把握できているが賃料を払ってもらえないなどの理由により、未収金が増えているものであります。

市といたしましては、引き続き居住先が判明している引揚者またはその相続人などに対し催告書を送付するなどし、未収金の回収に努めてまいりたいと考えております。

○白濱委員

長い歴史の中で、この転貸料は、いろいろな事情も含まれていると思いました。

さて、本市には小樽市債権管理条例及び施行規則があります。

まずは、小樽市債権管理条例の目的についてお示しいただけますでしょうか。

○(財政)納税課長

小樽市債権管理条例についてですが、市の債権管理に関する事務処理について必要な事項を定め、事務の一層の適正化・効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的に制定された条例であります。

平成30年4月1日から施行されており、具体的には、債権管理の適正化の一つとして、債権の回収及び整理を統合的に推進するために必要な事項及び全庁統一的な債権管理ルールを定めたものであります。

## ○白濱委員

次に、この収入未済額は翌年度に繰り越されますけれども、未済額の徴収について、本市では現在どのようにされているのか、未済額の情報管理などはどのようにされているのか、担当職員の債権回収のスキルアップは行われているのか、例えば、法律の専門家による研修会やeラーニング等利用による研修などは行われているのかなどをお聞かせいただけますか。

## ○(財政) 納税課長

まず、現在どのように収入未済額を徴収されているかという御質問についてです。小樽市債権管理条例に基づきまして、債権いわゆる滞納が発生した場合は、債権管理台帳を作成し、その後、納期限後の20日以内に督促状を送ります。そこで納められる方は完結するのですが、それでも未納の方に関しては催告状を随時で発送して、それで納められたらそこで終了なのですが、さらに未納の方については、電話催告あるいは納付相談の手紙を送ったり、場合によっては臨戸訪問することになっております。

債権によってやり方が分かれるのですが、差押え等ができるいわゆる強制徴収公債権につきましては、その後、財産調査をして、財産がある場合については差押え等の滞納処分を実施し、それを公売した上で換価し、税等の強制徴収債権に充てることになります。

なお、非強制徴収公債権、いわゆる手数料等のものについては自力執行権、いわゆる差押えが自分たちでできないものですから、これについては地道に催告していく形になっております。

収入未済額の情報管理はどのようにされているのかという質問がありました。

情報の管理ですが、先ほど言いました小樽市債権管理条例第5条に基づく台帳を整備して、その関係を条例施行規則で記載する事項が決まっておりますので、その債権管理の情報管理を書面、あるいは先ほどのITの話ではないですが、電磁的記録で管理しております。

また、職員のスキルアップにつきましては、我々が年1回、債権管理担当課を集めまして、私が講師となり債権管理研修会を実施しております。債権管理課からは30名ほどの職員が参加し、納税課が作成した債権管理マニュアルや債権放棄ガイドラインを使って、債権管理の方法や債権の時効、債権放棄について、初めて担当する職員にも分かりやすく説明しているところです。

また、法律の専門家による研修会やeラーニングなどの利用による研修などについてですが、北海道市町村職員研修センター主催の自治体債権回収に我々の職員を参加させまして、元国税庁徴収部職員で現在は税理士の講師から、債権回収のための実務に直結した業務処理手順などの説明を受け、具体的な回収実務を習得し、これを各職員にフィードバックしているところでございます。

## ○白濱委員

自治体の収入未済額を減らすためには、収入を増やす取組と未収金を確実に回収するための対策の両方が重要になると考えております。歳入の合計の収入未済額につきまして、令和6年度は54億2,759万3,144円の計上となっております。他自治体と比較し、多いのか少ないのかなどの判断はつきませんが、安定した税収の確保には少ないことが好ましいということだけは分かります。

令和6年度の収入未済額の内訳は、市税が約94.32%で、諸収入が約5.36%の二つの合計で約99.68%ですから、2款項目でほとんどを占めております。歳入の合計の収入未済額は、令和5年度には55億1,201万9,254円、令和4年度が53億円ほど、10年前の平成25年度が51億2,859万円ほどですから、10年間で3億円ほど増加し50億円台をキープしているわけであります。

先ほども申し上げましたが、収入未済額を減らすためには、大変ではありますが、収入を増やす努力と未収額を確実に回収する徴収努力の継続が大切だと思っております。効果的な回収方法として、これから事例を含めた以下を挙げてみましたので、それぞれについて、現状や意向などをお伺いいたします。

一つ目は、コールセンター業務を法令遵守や情報漏えい等において間違いない専門業者などに民間委託し、架電による納付案内をし、履行金額アップを図る取組についていかがでしょうか。

**○（財政）納税課長**

コールセンター業務の民間委託についてなのですが、現在、小樽市では実施しておりません。

札幌市では、納税お知らせセンターを民間委託により運営しているとお聞きしておりますが、本市では、やはり委託料が発生することや人口規模等での民間委託は費用対効果を考えると、現状では難しいと考えております。

**○白濱委員**

もう1点目は、国税や道税、金融機関のOBを委託職員として採用しまして、市税徴収率の向上を図る取組についてお伺いいたします。

**○（財政）納税課長**

国税等のOBを嘱託職員として採用してはというお話なのですが、現在、小樽市納税課で採用している会計年度任用職員は、集金を主にやっている職員でありまして、こういう専門職の嘱託職員という方は採用しておりません。そのような専門職のOBを採用している自治体があることは承知しておりますので、今後の市の課題として受け止めたいと思っております。

**○白濱委員**

債権の種類ごとにばらつきがある各担当部署の債権管理部を統一して、未収金の発生から回収、不納欠損処理に至るまでの一連の流れを把握しやすくなる債権管理部の統一化を図る取組と債権管理や回収状況の進捗管理に特化したITツールを導入することで事務処理の効率化と正確性を向上させ、情報の一元管理、進捗の可視化、データ分析などを可能とし、これらの管理運用と債権管理を統一した部署で取り扱う取組についてお伺いしたいと思います。

**○（財政）納税課長**

債権種類ごとにばらつきがある各担当部署の債権管理部を統一してはというお話ですが、まず、債権を一元化して対応している債権管理課を設置している自治体もありまして、市の債権を一括して債権管理課で対応しているところであれば債権管理部の統一化は可能だと思いますが、現在、本市では、各債権管理課において債権を管理しているため、統一することは現状では難しい状況です。

また、ITツールの導入につきましては、納税課や保険収納課では債権管理に滞納管理システムを導入しておりますが、その他の債権管理課で導入するのは、件数の面とか費用がかかることを考えると、費用対効果から現状では難しいと考えております。

**○白濱委員**

御参考にいただきまして、今後ともよろしくお伺いしたいと思います。

**○委員長**

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

公明党に移します。

---

**○白川委員**

**◎おもてなし規格認証事業費について**

まず、おもてなし規格認証事業費についてお伺いします。

この事業費の概要について、御説明ください。

○(総務)職員課長

おもてなし規格認証事業費の概要でございますが、市役所本庁舎において、経済産業省が創設しました、おもてなし規格認証の取得を目指すに当たりまして、外部講師による職員向けのセミナーに係る経費や認証に当たっての審査料、認証料といったものが必要になりますので、予算を計上したものでございます。

○白川委員

予算額で98万3,000円とあったのですけれども、内訳について御説明いただけますか。

○(総務)職員課長

98万3,000円ですが、職員向けのセミナーの委託料が35万2,000円、セミナー講師や認証の現地審査の審査員の方が道外から来られますので、旅費として36万5,000円、認証審査に関する手数料で22万3,000円、認証に当たっておもてなしに関する有資格者を置く必要がありまして、その資格の取得講座の講師の謝金として報償費が1万2,000円、テキスト代等の負担金が3万1,000円で合計98万3,000円でございます。

○白川委員

決算額は54万9,000円だったのですけれども、予算との差について御説明いただけますか。

○(総務)職員課長

セミナーなのですが、令和6年度に実施する合計8回分を計上させていただいたのですが、令和5年度にも既存の研修経費をやりくりする中で、職員向けセミナーを複数回行ってまいりました。令和5年度中に結構な数の職員が受講しましたので、令和6年度は8回行う予定だったのですが、4回分で済んだことと、セミナー講師の方が道外から来られるのですが、小樽市内ではほかの用務があるときと同じタイミングで来ていただいたことで旅費の請求がなかったこともありまして、セミナーの委託料や旅費の部分で不用額が生じたものでございます。

○白川委員

本市のホームページでも掲載されているのですけれども、令和6年11月30日付で、小樽市役所本庁舎が全国の自治体初となる紺の認証を取得されていることについて確認です。

認証取得に向けて動いている自治体が数ある中で小樽市が初めて認証取得したのか、そもそもおもてなし規格認証に着目したのが本市だけだったのか、どちらなのでしょう。

○(総務)職員課長

ほかの自治体の動きに関しては、全国で幾つか取得を目指すことを検討している自治体があるというお話は聞いたのですが、実際に取得申請の手続を行っている自治体があるかまでは把握しておりません。

本市は、小樽観光協会が独自の認証制度をつくるなどして、観光業界のおもてなし力の向上に取り組んでおられまして、オール小樽という機運が高まったこともあり、はっきりと取得を目指して動いたという点では、小樽市が先行したのではないかと考えております。

○白川委員

次に、認証ランクとして、いいほうから紫、紺、金とあるのです。今回は初回でやったということで、金ではなくてあえて紺に挑戦したのは、どういった意図があったのでしょうか。

○(総務)職員課長

それぞれの認証ランクの審査項目を事前に見たときに、金であれば正直、その時点の本市の状況等を踏まえても取得できるかという状況ではあったのです。ただ、より職員の対応をレベルアップしてということを考えたときに、最初から、金ではなくて、より高いランクの紺を目指して取得することで取り組んだものでございます。

○白川委員

すごくいい心がけだと感じます。

次に、紺認証についてなのですが、個別の優れたサービスの提供が行われていることも評価の対象になっているようです。

本市ならではの優れているサービスについてどういったものがあるのか、御説明ください。

○(総務)職員課長

おもてなし認証を取得するに当たって必要な取組の一つで、お客様の声を聞く仕組みが求められております。これは市長が直接市民の皆さんの声を聴く仕組みということで、本市で市長への手紙を実施しておりますが、これが一つ評価されたのではないかと考えております。

そのほかでいいますと、正直、法令に基づいて業務を遂行している自治体もありますので、小樽市独自の優れたサービスをするといってもなかなか難しい部分があります。このおもてなしの基本的な考え方としまして、何か特別にすごく過剰なサービスをしようということではなくて、通常のサービスをする中で、相手のお客様の期待値を探りながら、それに見合った対応を心がけつつ、そこにささやかな気遣いとかお声がけをすることで相手の期待値を超えるような対応ができることがおもてなしだということです。

正直、地道ではあったのですが、地道に職員が日々の対応において、おもてなし意識を持って、ささやかな気遣いをしながら対応したところで評価いただいたのではないかと考えております。

○白川委員

紺認証を取得されるまでの間に、職員向けのセミナーや職場環境の改善に努めてこられたと思うのですが、職員向けのセミナーとはどういった内容のものだったのか、お聞かせください。

○(総務)職員課長

内容については、まず、おもてなし規格認証制度についての説明や、おもてなしというものの日本古来からの歴史の辺りや、先ほど申し上げたような、特別なものではないのだというところの基本的な考え方を御説明いただいたほか、民間企業のおもてなしの取組事例を多数紹介していただきました。

今申し上げましたが、おもてなしは特別な過剰なサービスをするということではなくて、相手の期待値を探り、そこにささやかな気遣いをすることが大事で、そんなに難しいものではない、特別なものではないことがポイントだということをお伝えいただいた内容になっています。

○白川委員

この職員向けのセミナーは、職員の中でもどういう方を対象として行ったのかと、対象者の参加率についてお聞かせいただけますでしょうか。

○(総務)職員課長

セミナーの対象は、基本的には会計年度任用職員を含めまして全職員ということでは案内はしたのですが、認証を目指すのが、ここの市役所本庁舎を1事業所ということで、ここの庁舎で取得を目指すということでありました。特に市役所本庁舎に勤務する職員60名弱に強く受講するようにということで推奨したところでございます。

このセミナーは令和5年度から令和6年度にかけて行ってまいり、延べ人数で560名ぐらいが受講しております。重複して受講している職員もいますので、正確な参加率は難しいのですが、おおむね8割以上は受講されていると思っています。

○白川委員

次に、職場環境の改善についてはどのようなものがあったのか、お聞かせください。

○(総務)職員課長

おもてなし認証に当たって必要な取組ということで、職員の声を聞いてフィードバックするという仕組みを整えて、職員のエンゲージメントや満足度を高めることも求められております。御承知いただいているかと思いますが、その仕組みの一つということで、職員提案制度が一定評価されたのではないかと考えております。

そのほかに、昨年度、小樽市人材育成基本方針を改定しましたが、それに当たりまして、令和5年度以降、毎年度、アンケートで職員の声を聞くことをやっております。職員の声を踏まえながら、これからやっていくものが多いのですが、10月から施行することをお知らせしています通年輕装の取組も一つそうです。職員の意見を聞きながら、職場環境の改善の取組はこれからもできるものから進めていくと考えています。

○白川委員

次に、新聞の報道によると、審査員の方の話では、審査全26項目のうち18項目が基準をクリアしたことを明らかにして、庁舎は歴史的建造物なのでハード面の課題はあるが、職員研修などを通じソフト面がしっかりしていると評価したとのことでした。

差し支えなければ、基準をクリアできていなかった8項目についてお示しいただくことは可能でしょうか。

○(総務)職員課長

最初に、多分御覧になった新聞記事だと、26項目のうちクリアしたのが18項目だと読み取れるような記載になっていたのを私も見たのですが、実際のところ、紺認証に必要なのが最低18項目クリアしなければならないということで、実際に本市が審査を受けてクリアしたのが20項目ございました。

そうすると、クリアできなかったのが6項目になるのですが、主な項目の中に、整理、整頓、清掃、清潔、しつめの5Sの取組を組織として体制を組んで進めるという項目があります。それに関しては、組織として5Sを推進し、それを検証したり職員の教育をすることはまだ至ってはいないという評価になったものがありました。

そのほかでは、デジタル技術の活用によって、お客様、市民の方の利便性の向上や職員の作業効率の向上という項目がありまして、デジタル化の取組ということで徐々に進んではおりますが、まだ道半ばで、ほかと比べても十分進んでいるとまでは言えないという評価でございました。

あと、ユニバーサルサービスへの取組という項目に関しては、庁舎が古いというハード面の課題などもありまして、十分ではないという評価がございました。

○白川委員

今、お答えいただいたクリアできなかった項目については、今後、基準をクリアできる余地があるものなのかというところと、既にクリアに向けて動いているのか、お伺いします。

○(総務)職員課長

今、申し上げた庁舎のハード面の部分などは、やはりすぐにクリアすることはなかなか難しいところもありまして、現状クリアできていない項目を全て速やかにクリアするのは難しいところではあります。例えばデジタル化の部分、デジタル技術の活用で改善していくところに関しては、できるものから徐々に進めているところと考えております。

○白川委員

次に、紺認証の取得に当たっては、おもてなし人材要件を満たした人材が、一つの事業所に対し1名以上配置されている必要があるとのことなのですが、この人材要件はどうしたら満たされるのでしょうか。

○(総務)職員課長

人材が1事業所に1名ということで、AHCと呼ばれるアソシエイト・ホスピタリティ・コーディネータという資格ですが、おもてなしの取組を先頭に立って牽引していくというイメージで捉えていただければいいと思うのですが、そういった有資格者が必要とされております。

ただ、1事業所に1名ではあるのですが、ここの庁舎で認証を取ろうと思ったときに、規模が大きくて職員数が多いということで、このぐらいの規模だと4名は必要と言われました。私もそのうちの1人なのですが、本庁舎に勤務する管理職4名が資格取得講座を受講しまして、有資格者4名を確保したということでございます。

○白川委員

ここで1個、気になったことがあったのですけれども、資格の講座は何種類かあるのですか、それとも1個の講座になるのですか。

○(総務)職員課長

今申し上げたAHCを取る講座としては一つになります。さらに上の資格の講師の方がいるのですが、その方からの講義を6時間受けて取得したところでございます。

○白川委員

それが先ほど言っていた講座で1人当たり1万2,000円でよろしかったのでしょうか。

○(総務)職員課長

1万2,000円は、そのための経費でございます。

○白川委員

次に、CS調査というものもあるようなのですけれども、御説明いただけますか。

○(総務)職員課長

CS調査は、先ほどお話にあった26項目は、実際、現地に審査員の方が来られてヒアリングされたところなのですが、それとは別に、いわゆるモニター調査員が事業所を訪問しまして、実際にサービスを利用して、サービスの提供状況を確認するというものになります。調査員だということを伏せて、いわゆる一般市民という形で、実際に市役所の窓口を4か所訪問しまして、窓口での職員の対応状況をチェックしたのになっております。

○白川委員

覆面調査みたいな感じだったのかと思うのですが、おもてなし規格認証のリーフレットに、CS調査は業界平均以上という文言があったのですが、評価の基準は何をもって平均以上となるのかが分からなかったのですけれども、お聞かせいただけますか。

○(総務)職員課長

正直なところを申し上げて、実際に自治体がこれまで審査を受けたことはなかったというところですので、業界といっても、実際に業界の基準はないと思うのです。それで、実際に今回どういう基準で審査されたかは正直、私どもも正確なところは分からないので推測になりますが、基本的には、多分民間のサービス業が中心だと思うのですが、サービス業での紺認証のレベルを目安にして、適宜、自治体の場合ということで基準を読替えしながら審査されたのではないかと考えます。

○白川委員

サービス業のレベルとして見たのであれば、一定のレベルはいつているのではないかと感じるところでございます。

ちなみに、サービス利用時に生じる必要経費は別途実費にて請求となっているようなのですが、請求額について、もし分かるようであれば、お示しいただけますか。

○(総務)職員課長

実費請求は、例えば飲食店での調査であれば、実際に調査員の方が飲食したときの代金の実費請求されるものになるのですが、本市の窓口に入った調査のときでは、実際、そういうような経費はかかっていないということだったので、請求はされておりません。

○白川委員

次に、おもてなし規格認証のホームページに登録事業者の事例紹介として本市が掲載されていたのです。私がそれを拝見した中で、実際に審査を受けての感想はという質問に対して、「CS調査を通して、対応が良かった点について見える化ができたことがとても良かったです。また、同時に、ハード面を含め、課題がたくさん見えました。

中には、私たち職員が普段当たり前だと思いながら行っていたことが、実は印象を悪くしていたという事例もありましたので、職員にとっても良い気付きになりました。」とありました。

職員がふだん当たり前だと思いながら行っていたことが実は印象を悪くしていた事例について気になったのですが、お聞かせいただけますか。

○(総務)職員課長

これは、実は省エネ、経費節減ということで、かなり前から、市役所内の昼休み時間帯の執務室の消灯を行ってまいりました。CS調査が入っていたときに、たまたま昼休みの時間帯にかかったようなのです。そのときに、窓口のお客様が座る真上の部分の照明は当然消灯していませんが、そのすぐ後ろの職員が座っている執務室部分を消灯したようなのです。消灯したことで、窓口のお客さんという形で来られていた調査員にとっても、はっきりと、「あ、何か暗くなった」というのは感じられたようなのです。そのことを調査の結果として指摘されたものであります。

この指摘を受けまして、その後、窓口に来られている方が暗くなったと感ぜないように配慮するように、昼休み消灯の範囲を見直しすることとしたものでございます。

○白川委員

そういった気づきを経て、努めた結果、認証の取得につながったと思うのですが、得られた効果についてお聞かせいただけますでしょうか。来庁者からの声などもあれば、併せてお聞かせください。

○(総務)職員課長

この取組を経まして、正直、全職員がおもてなしのレベルに達しているとまではまだ言えないかとは思っています。ただ、数多くの職員がおもてなしを意識して市民対応をしたことで、職員の接遇レベルは全体としましては着実に向上したということで、効果はあったのではないかと考えております。

また、職員の対応がよくないという御意見というか苦情が以前と比べてかなり減っておりまして、逆に、とても親切に対応してもらったというお声をいただいたり、とある手続に行ったら、それだけではなくてこうしたらいいというアドバイス、それこそプラスアルファの気遣いをしてもらって本当に助かった、よかったというお礼のお手紙みたいなものも頂いていることは聞いております。

○白川委員

クレームが減った、あとはお礼のお手紙もあったということで、非常に効果が出ているのかと感ぜる部分ではあります。

報道では、迫市長が、光栄なことだけれども、これがゴールではないとおっしゃっていたと、気を引き締めていたとのことなのです。

この認証の有効期間が3年ということもありますので、3年のうちに、この後は紫認証に向けて動くものなのか、今回は本庁舎の認証だったので、ほかの庁舎の認証に向けて動いたりするのか、この事業のゴールはどこにあるのか、どういう方向性を描いているのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○(総務)職員課長

まず、紫認証のお話でしたが、実は自ら紫認証を取りたいと手を挙げてチャレンジできるものではなくて、紺認証を取得した施設が紫認証に値するレベルだということを、審査をやっているおもてなし認証機構からある程度評価いただけないと、審査自体が受けられない仕組みになっております。この3年間でそのレベルまで行けるのであればそれはベストなのですが、正直、まだなかなかハードルは高いのかと思っております。

それから、市役所本庁舎以外の認証では、具体的にほかの施設で認証を取るところまでの方針というか、考え方は、正直、今の段階ではまだそこまで整理できていないというか、具体的な予定までは立てられてはいないです。おもてなしということで取り組んできた取組に関しては、今後、市役所本庁舎以外に勤務する職員にもセミナーの

受講を引き続き積極的に推奨していきまして、おもてなしの向上の取組をどんどん広げていって、オール小樽でのおもてなし力の向上ですとか、市長がよくおっしゃっていますが、市民目線に立った市政につなげていけるように取り組んでいきたいと思っております。

○白川委員

次回、改めて認証を取得するには、現在行っている以上のことを継続して進める必要があるのかと思いますので、広がりも含めて、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

◎業務手順見える化推進事業費について

次に、業務手順見える化推進事業費についてお伺ひしたいのですが、事業費の概要と目的について御説明ください。

○（総合政策）デジタル推進室宮川主幹

本事業は、業務改善の手法を学び、実践するための職員研修でございます。限られた財源と職員で複雑多様化する行政課題に対応していくため、既存業務の改善や効率化が重要であり、その手段として、業務フロー作成ツールを使って、研修受講者自らの業務フローを作成することにより、業務の可視化を行いまして、さらに、そのフローを基に問題抽出、課題解決の手法を理解、習得することを目的としております。

○白川委員

予算額で541万2,000円とあったのですけれども、内訳について御説明いただけますか。

○（総合政策）デジタル推進室宮川主幹

事業費の内訳についてでございますが、研修を実施する委託料として税込み442万2,000円、業務フロー作成ツールの使用料として税込み99万円の計541万2,000円でございます。

○白川委員

ちなみに、この予算執行率はどのほどか、お聞かせいただけますか。

○（総合政策）デジタル推進室宮川主幹

予算も決算額と同額となっておりますので、執行率は100%でございます。

○白川委員

次に、この事業の財源は何から充てられているのか、お聞かせください。

○（総合政策）デジタル推進室宮川主幹

財源は、全額市負担の単費となっております。

○白川委員

今回のこの事業は、令和3年度にコニカミノルタ株式会社と連携協定を締結して、外部の視点から本市における行政事務全体の現状を把握するために無償で実施した全庁業務量調査と関連すると思ったのです。

今回の業務手順見える化推進事業と令和3年度に行ったコニカミノルタ株式会社との連携協定の全庁業務量調査の二つはどう違うのか、説明いただけますでしょうか。

○（総合政策）デジタル推進室宮川主幹

令和3年度に実施しました業務量調査では、事業者による幹部職員への勉強会の開催、調査シートによる全庁調査、事業者による分析を行いました。

それに対して、本事業については、業務量調査で得られたデータを活用しながら、業務の可視化、問題抽出、課題解決の手法を理解、習得するための職員研修を行ったものであります。

○白川委員

ちなみに、令和3年度の事業について、期待される効果として、業務量の定量化や業務の手順が可視化されて、負荷の高い業務など改善対象業務の全庁的な把握、ほか自治体との比較による業務の改善ポイントの把握が進むこ

とで、客観的な根拠に基づくデジタル化やアウトソーシングなど業務の最適化の検討につながるほか、職員配置の適正化など働き方改革を進める上での基礎資料としても役立つことが期待される。また、調査の実施により、職員が自らの業務を振り返ることになり、職員の業務に対する意識改革にもつながることとありまして、調査結果については令和4年第2回定例会総務常任委員会で報告があったと思うのです。

そこから出た提案について、どういった取組を進めて、どういう結果が出たのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

令和3年度に実施しました業務量調査及び令和4年度以降に実施した業務改善推進調査分析業務において、チャットボット導入による相談問合せ対応時間の削減、RPAでの自動入力による作業時間の削減、電子申請導入による入力作業時間の削減の三つの取組が全庁的な業務改善効果に寄与するという提案を受けておりまして、本市では、令和4年度にRPAと電子申請フォーム作成ツールを導入いたしました。また、令和5年度にはAIチャットボットの導入を進め、一定の効果を得られたと考えております。

○白川委員

そういった取組が、今回の業務手順見える化推進事業につながっているという認識でよろしかったでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

令和3年度の業務量調査から引き続いて行っております業務改善の流れを踏まえて、令和6年度には、業務手順見える化推進事業として職員研修を行ったものでございます。

○白川委員

この事業の実務は、どこが担当されて進められたのか、お聞かせいただけますか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

デジタル推進室が担当いたしまして、契約の相手方は株式会社ガバメイツとなります。

○白川委員

この事業の1年間の流れについて、御説明いただけますか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

令和6年11月に庁内から受講者を募集いたしまして、12月16日の午前と午後に分けてそれぞれ研修を実施いたしました。

また、研修終了後から2月にかけて、三つの事後課題を受講者に与え、受講者の解答を事業者が添削した後、受講者にフィードバックすることで、一過性の知識の習得ではなくて実践につなげられる研修内容といたしました。

○白川委員

この事業は、対象を全庁的に行ったという認識でいいのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

業務改善は全庁的に進めていく必要があるものですから、各部から広く対象者を募集し、15部局から計38名が受講いたしました。

○白川委員

この事業自体は令和6年度の1年間の単発で終わっているように見受けられたのですが、今回の業務手順見える化推進事業は完結した形で終わったのでしょうか。それとも、状況に合わせて、今後も継続していく事業なのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

本業務は、有償の業務フロー作成ツールを使用しまして業務改善手法を学ぶ研修を実施したのですが、全庁的な業務改善を進めていくためには、ツール使用料の負担が大きくなることから、令和7年度は、Excelやパワ

ーポイントなど一般的なソフトウェアを使って業務フローの作成方法を学ぶ研修を実施いたしました。

なお、事業名につきましては、令和6年度の業務手順見える化推進事業から業務改善推進事業に改めて実施しているところでございます。

○白川委員

今回の支出額は、目的に対してどこまでの効果が出たのか、お聞かせいただけますか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

業務受講者からのアンケートでは、自分の業務を題材にして改善していける点がよいと思ったや、業務の見える化をして無駄、むらを探し、業務改善につなげる視点を学べてよかったと思うなどの意見がありまして、業務改善手法を理解、習得する目的は一定程度達成されたものと考えております。

○白川委員

ちなみに、課題等は見つかったりしましたでしょうか、あればお伺いします。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

こちら研修受講者からのアンケートでございますが、通常業務をこなしつつ研修後の事後課題を行うのは負担であったや、業務改善の概要を理解するだけならよいが実際の業務改善につなげるには時間が足りないなどの意見がありました。

業務改善を進めていきたい思いがある一方で、そのための時間を捻出することが難しいというのが現場の課題であると認識しております。

○白川委員

今回の541万2,000円という額と効果を見たときに、バランスとして合っているのかというところは、今後もしっかりと検証していかなければいけないと思うのです。

今回見つかった課題に対しては、今年度で改善されているという認識でいいのかをお伺いします。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

先ほど申しました課題につきまして、やはり事後の課題演習が職員の負担になってしまった点を考慮しまして、研修スケジュールを見直した上で今年度は実施したところでございます。

職員が業務フローを作成し、課題を見つけ、解決策を検討することは大変時間がかかる作業でございますので、今後とも、DXを進めながら、職員の業務負担に向き合えるように取組を進めてまいりたいと思っております。

○副市長

この事業は、究極的に言えば、先ほども言いましたが、可視化なのです。要は、各職員が持っている手順、手引きといったものを個人で持つのではなくて、オープンに、みんなが共通なものにすることによって、どこに問題があるかをみんなが分かるようにしないといけない。最終的に言えば、本当に引継書を全部可視化するというのが、やはりこの目的になっているはずなのです。

ですから、先ほど課題とございましたが、やはり本当に職員の意識なのです。先ほど、取組が重荷になるとお話があったと思うのですが、それも含めて業務なのです。そうしないと、公明党からふだん評価のお話もあると思うのですが、同じなのです。いかにして、この取組を、職員が意識を持ってやっている業務を共通な様式で可視化することによって、人が替わっても業務に支障がないような形にしていくのが目的、そして、出すことによって、どこに間違いがあって問題があるのかを表面化できることが改善につながっていく形になってございます。

確かに、先ほど、研修を最初にやったときには一つのテーマでやったのです。そうすると、ふだん自分の仕事をしていない、例えば税の職員が介護のテーマで研修を受けたときに、自分は介護の業務は分からないのに、それをテーマでやっても身につかないという話も受けて、それ以降、では、やはりおのおの自分でやっている業務でやらないとなかなか理解できないのではないかということがございました。

そういったいろいろな意見をいただきながら、研修も変えていっている形になってございますので、この取組は本当に時間がかかると思いますが、これをしっかりやらなければ改善につながっていかないのかと考えているところでございます。

○横尾委員

◎電動車導入事業費について

まず、電動車導入事業費についてお伺いしたいと思います。

公用車における脱炭素化の推進を図るとともに、災害時の給電支援に利用するため1台を購入するという事業費だったかと思えます。

まず、どのような車をいつ購入したのか、確認したいと思います。

○(消防) 予防課長

どのような車両でいつ導入したかにつきましては、三菱自動車エクリプスクロスPHEVというプラグインハイブリッド車となります。この車両は排気量2,400CC、乗員5名で、充電した電力のみで約50キロメートル走行できるほか、発電できるガソリンエンジンを使用した走行も可能になっており、一度の燃料補給で約800キロメートル走行可能となります。

導入日につきましては令和6年9月2日で、サイレンや赤色の警光灯がないことから、緊急走行はできない車両となっております。

○横尾委員

では、購入してから冬も越せるのかと思えます。

それで、この車で、実際に災害時の給電支援に利用するというですけれども、どのような給電支援ができるのか、確認いたします。

○(消防) 予防課長

給電支援につきましては、活用場所になりますが、消防活動で使用する無線機、照明器具、電動救助資機材への給電、このほか消防活動で使わないときには避難所などで携帯電話の充電、家電製品及び自動販売機への給電などにも使用でき、災害現場や避難所等での活用を想定しております。

○横尾委員

消防でも使えますし、使わないときには避難所だとかでも使えることは確認させていただきました。

今、夏が非常に暑いとか冬が寒いとかあると思うのですけれども、外気温が高いときや低いときなど、問題なく支援対応はできるのか、確認させてください。

○(消防) 予防課長

使用環境につきましては、取扱説明書によりますと、外気温が約40度以上またはマイナス28度以下の環境下ではバッテリーに影響があるため、給電の電力量などに影響があるものと認識しております。

○横尾委員

小樽市の今の環境であれば使えることは確認させていただきました。これであれば、災害時の給電をしっかりできるのかと思えます。

1台購入したということですので、給電支援をする場合、いつ、どういうときに出動するのが気になるところでございますけれども、出動の基準はありますか。

○(消防) 予防課長

出動の基準につきましては、サイレンや赤色の警光灯を備えていない車両であることから、消防車や救急車と同様の出動基準は定めておりません。先ほどの説明の繰り返しになりますが、電動車の活用は、必要に応じて災害現

場や避難所等での給電対応を想定しているところであります。

○横尾委員

今の答弁を確認させていただきますと、必要という判断がされたときに出ていくという形によろしいですか。

○(消防) 予防課長

判断につきましては、そのとおりでございます。

○横尾委員

次に、給電支援は、いろいろな車があつていろいろな仕様があると思うのですが、操作のマニュアルはございますか。

○(消防) 予防課長

取扱マニュアルにつきましては、消防本部で作成したマニュアルはありませんが、納車時の説明及び取扱説明書で対応しているところでありまして、使用方法は、電源スイッチを押すことでトランク内にありますコンセントが使用可能となるものになっております。

○横尾委員

特に消防の職員ではなくても使える仕様になっているのかと思います。

この電動車を持っていったときに、実際に給電の操作をするのは誰を想定していますか。

○(消防) 予防課長

給電のための操作につきましては、消防職員が実施するものと考えております。

○横尾委員

ちなみに、その理由は何かございますか。

○(消防) 予防課長

現在のところ、消防職員しか操作しておりませんので、スムーズに操作できるのは消防職員であろうと考えております。

○横尾委員

消防本部予防課の車なので公用車でもあるかと思いますが、今のところは消防職員が操作することで確認させていただきました。

災害時の給電支援ということですから、もしかしたら訓練も必要になるのかと思うのですが、実際にこういった給電支援の訓練はされていますか。

○(消防) 予防課長

給電のための操作訓練につきましては、運転席付近の電源スイッチを押すことでトランクのコンセントから給電可能となることから、取扱説明書の確認などで使用できるものと認識しておりますので、給電活動を主とした訓練などは実施しておりません。

○横尾委員

ちなみに、何かこの形での給電ができるという仕様を定めて購入されたのかどうなのか、確認させてください。

○(消防) 予防課長

給電機能を仕様書等に記載したことにつきましては、この電動車の導入に当たっては、本市が推進する脱炭素の取組のほか、消防業務や災害時の給電機能を災害現場や避難所等で活用することを踏まえてありまして、仕様書の中に、蓄電している電力を外部に供給できるコンセントを備えていることとして盛り込んでいたものでございます。

○横尾委員

仕様書でもしっかり定めて使いやすいものが購入されたということで、ここが大事なのかと思っています。様々な機器を中継してという電動車もあるとお聞きしておりますので、こういった仕様を定めることは非常に重要だっ

たのかと思います。

被災時の給電支援についてはお聞きしました。ここは非常に大事だと思いました。

次に、もう一つ目的がありましたけれども、脱炭素化の推進を図るというものでした。この効果は今回の1台でどれくらいなのか、旧車両との比較でもいいのでお示してください。

○(消防) 予防課長

脱炭素に関する効果や成果につきましては、更新前のガソリン車とこの電動車を1年間の燃料消費率、いわゆる燃費で比較したところ、ガソリン車が1リットル当たり約10キロメートル走行するのに対しまして、電動車は1リットル当たり約30キロメートル走行しており、ガソリンの使用量についても比較しますと約68%削減されていることから、一定の効果や成果があったものと考えております。

○横尾委員

当初の購入の目的をしっかりと達成されているのかと思っています。

災害の支援、給電の支援はまだないかと思いますが、そこでまた確認するのかと思いますが、現段階で何か効果、課題で見受けられるものがありましたら、お示してください。

○(消防) 予防課長

効果につきましては、先ほど話したとおりの内容がやはり効果かと感じているのですが、今後の課題につきましては、電動車は導入時の購入費用が同型のガソリン車と比較すると高額であること、あとは、充電設備の整備が別途必要になることなどが考えられるかと思っています。

○横尾委員

しっかりと把握していただきたいと思っています。

今回購入したのが予防課ということで、消防車両となったと思うのですがけれども、やはり日頃から活動能力の向上に努め、そして災害対応を訓練している消防に導入したことは非常によかったと私は思っています。いろいろな視点で確認していただいて、今後また市の他部署で様々購入することもあると思うのですが、しっかりこういった仕様書の内容や課題といったものも、横の連携はすごく大事だと思います。

消防だったら消防本部内で終わってしまう部分もありますけれども、しっかり横の連携も含めてつながって引き継いでいただきたいと思いますが、所感をお聞かせください。

○(消防) 予防課長

本市全体のことになるのでは思うのですが、導入してみて、使う用途が非常に多い車両とは感じておりますので、脱炭素の取組として推進していくことは非常にいいことだと感じております。

○横尾委員

せっかくの貴重なノウハウになりますので、ぜひ引き継いでいただきたいと思います。

◎地域公共交通活性化事業費について

次は、地域公共交通活性化事業費についてです。

当初の予算額と決算額、そして執行率を改めて確認させていただきたいと思います。

○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹

当初の予算額260万円に対して決算額が135万5,442円、執行率が約52%となっております。

○横尾委員

半分ぐらいしか執行していないのですが、理由は何かありますか。

○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹

予算額のうち、小樽市地域公共交通活性化協議会への補助金237万円につきましては、協議会が事業費の半分程度を北海道の補助金で充てることを見込んでおりましたが、この補助金の支払いが年度末でありまして、協議会は独

自の財源を持っていないため、年度当初に概算払いとして市が道の補助金分を一時的に立て替えて支払ったため、このような執行率になっております。

**○横尾委員**

しっかりと業務としては執行されていると確認させていただきました。

次に、地域公共交通活性化事業の内容について説明してください。

**○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹**

小樽市地域公共交通活性化協議会の運営に係る経費として、協議会委員への報酬や消耗品費、またバスロケーションシステムに係るデジタルサイネージの使用料、そして、小樽市地域公共交通活性化協議会の補助金となっております。

そして、この補助金の内訳については、地域公共交通SNS戦略事業として、北海道科学大学と連携したショートムービーの作成及び地域公共交通利用促進事業として市内バス1日乗車券の割引販売を実施し、公共交通の利用促進に努めたところです。

**○横尾委員**

今お聞きした事業の内容で少し気になる部分が、1日乗車券を割引販売したという事業がありましたけれども、事業の目的を改めて確認させてください。

**○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹**

1日乗車券の目的ですが、1日乗車券を割引販売することで、市民の皆さんに市内バス路線について認識してもらうとともに、日常的なバス利用のきっかけとし、バスの未利用者の掘り起こしを行うなど、路線バスの利用促進につなげるとともに、観光客についても路線バスを利用していただくことを目的として実施したのになります。

**○横尾委員**

ターゲットは市内の市民の方、そして観光客もというお話ではあったかと思えます。

未利用者に利用してもらうことも求めた内容だったのかと思うのですが、利用促進を図るためと言ったのですけれども、その効果はどのように図ったのか、まずお聞かせください。

**○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹**

事業の効果につきましては、1日乗車券の販売枚数を基に推測いたしました。販売枚数は北海道中央バス株式会社が販売する通常価格の1日乗車券の前年同期に比べて3倍以上となっております、一定の利用促進の効果があったものと考えております。

**○横尾委員**

実際に未利用者の方が1日に何回か乗るのかは非常に疑問な部分もあつたりします。

観光客の方であれば、どこか市内を回りたいというときには使うのかと思つたのですけれども、この辺、結果として、本当に未利用者の方が利用したといったことを確認するものは何かございますか。

**○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹**

今おっしゃつたような部分の効果測定につきましては、当初、販売枚数の比較では分かりませんので、利用者のアンケートによって利用目的や行き先、乗車回数などの把握に努めようと思つたのですが、アンケートの回答数が少なく統計的に十分な裏づけを得るには至らなかったという結果になっております。

**○横尾委員**

では、効果の測定にバスの乗降等に関するデータは活用したのかどうなのか、改めて確認させてください。

**○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹**

今回の1日乗車券は紙の券を使っておりますので、ICカードを利用したときのような乗降データを活用することは難しかったものであります。

○横尾委員

私は、この公共交通の問題というのは、市としては結構大きな問題なのかと、課題だと思っています。1日乗車券を見せてもらいましたけれども、削って回数を確認していくというもので、かなりアナログなものです。

先ほど白川委員からもありましたが、様々データだとかの活用をどんどん求めていくことになりまして、市民の方へ新たな施策をするにしても、そういったエビデンスではないですけども、しっかりとデータとして把握することも大事だと思うのです。もっとデータ活用をするべきではないのかと思いますし、もっと事業者ともしっかりと働きかけしなければ、市民の理解はなかなか得られないと思いますけれども、どのように考えているか、お聞かせください。

○(総合政策)官民連携室柳谷主幹

委員がおっしゃいますように、データの活用というのはやはり必要で、ODデータというのはいろいろな施策をやる上では大切だと思うのですが、現状、市内のバス事業者は均一料金ということもあって、ICカード利用者の方以外は、どのような動きをしているかはなかなか把握できないところでありまして。今後そういったものをどうやって把握できるかは、事業者とも相談していきたいと考えております。

○横尾委員

しっかりとこの声は伝えていただきたいです。例えば、今、市民の方が不便になることがある状況ですけども、こういったことをデータでしっかり把握した上でやっていると言うのと、いや、その辺は把握できていないのでは、打つ手は全く違うと思いますし、その辺をお願いしたいと思っています。

◎公共施設等再編経費について

続きまして、公共施設等再編経費について、質問を変えたいと思います。

まず、公共施設等再編経費、なぜこれを行ったのかという事業目的を確認させてください。

○(保健所)保健総務課長

事業の目的でございますが、ウイングベイ小樽においてウエルネスタウン構想との連携や新たな行政サービスの拠点づくりとして行政機能の移転を行うことが目的となっております。また、旧庁舎の耐震性の確保、老朽化の解消も挙げられてございます。

○横尾委員

行った目的というもののさらなる目的は、例えば市民サービスの向上など様々あると思うのですけれども、ありますか。

○(保健所)保健総務課長

移転のさらなる目的でございますが、旧庁舎におきましては、やはりエレベーターがない、駐車場が狭い等、市民の皆様にご不便をおかけする状況でございました。また、子供連れの方がいらっしゃっても、なかなかベビーカーでアクセスするという環境でもございませんでしたので、目的の目的ということになるかはあれなのですが、そういった市民の方の不便を解消するところが目的としてあったと考えてございます。

○横尾委員

それでは、この事業の成果、評価についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○(保健所)保健総務課長

成果でございますが、先ほど申しましたように、この移転によって、狭い駐車場、エレベーターがないなど利用者の不便は解消して、高齢者であるとか子育て世代の方、障害者などが安心して利用できるようになったと考えてございます。

また、保健所の事業として申し上げますと、北海道済生会のウエルネス知恵袋と連動した健康ポイント事業や先日の共生フェス、保健所の食と健康展の実施などにもつながっておりまして、成果としては妥当なものがあったも

のと考えてございます。

○横尾委員

あらかた成果として考えてはいらっしゃるということで確認させていただきました。

そこで、確認なのですけれども、当初予算額と最終予算額、そして決算額についてお聞かせください。

○(保健所)保健総務課長

公共施設等再編経費の当初予算額は3億円となりまして、最終予算額につきましては7億4,944万円、決算額につきましては7億4,809万1,090円となっております。

○横尾委員

では、補正予算で計上した理由について、改めて確認させてください。

○(保健所)保健総務課長

補正予算の計上の理由でございますが、令和6年第2回定例会では、行政機能の一部移転に伴う施設改修費相当分の増額として4,723万2,000円を補正予算として計上してございます。また、令和6年第3回定例会では、改修費の増額分や事務机等、什器類備品調達分として4億220万8,000円を計上してございます。

○横尾委員

そういった説明も受けまして、私たちが予算を認めてきたというわけです。

施設を新築した場合と決算額の比較もあったかと思いますが、改めて確認させてください。

○(保健所)保健総務課長

施設を新築した場合との比較でございますが、従来の部分となりますが、保健所庁舎等の建て替えの場合、建築費の試算は約40億円となっております。また、今回の移転先での専有面積で30年間の賃借料を考えたときに、約40億円となっていたものと考えております。

○横尾委員

公共施設の様々な問題もありますので、それぐらいの金額でそういった部分の取組にもなるのかと改めて確認させていただきました。

その上で、この施設の仕様なのですけれども、施設の配置はどのような考え方でされたのか、お聞かせください。

○(保健所)保健総務課長

配置でございますが、海側につきましては、施設のももとの設備の位置関係から奥行きが取れないことから、検査室の関係もあって、保健所は奥行きに面積の取れる山側となったものでございます。

また、工事が1期、2期に分かれる関係上、先に移転する部署が山側に配置されたことと、排気排水関係の位置関係からも調整したということでございます。

○横尾委員

保健所が最初に手をつけたということで確認させていただきました。

商業施設の中に入っている施設ですので、商業施設との違いも様々あると思うのですけれども、私が行くと、まず、やはり自動ドアを開けることが一つのハードルになってしまうと感じております。

壁や自動ドアを設置した狙いについて、確認させてください。

○(保健所)保健総務課長

自動ドアを設置した理由でございますが、やはり入居する各団体で開庁時間や曜日に差があって、セキュリティのためにどうしても遮るものというか、壁やドアは必要と考えて造っていたものなのです。

まず、中の様子が見えるようにということで、あと、利用者の御不便がないように、開け閉め等のときに開けやすいということで自動ドアを設置したものでございます。

○横尾委員

壁で全く塞いでしまっていて見えなくするのではなく、また、手動でやるのではなくて自動ドアにされたという話を聞きました。これが、用事がないと結構入っていけないという、商業施設との大きな違いになるのかと思いますけれども、オフィスという部分の考え方からすると、こういったものも仕方ないのかと思います。

先ほど、セキュリティーの話がありました。商業施設ですから、独自のセキュリティー体制もあると思うのですが、保健所が入る部分については公共施設としてのセキュリティーもあると思います。セキュリティーについてはどのような体制になっているのか、確認させてください。

○(保健所)保健総務課長

セキュリティーにつきましては、株式会社小樽ベイシティ開発が委託している警備会社が職員の入退館をチェックしており、閉館後の施錠等の確認を行っているという体制でございます。

○横尾委員

市役所も同じかもしれませんが、警備されている方は、保健所の執務室等に入るとは可能なのでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

保健所の職員が鍵をかけた後、警備会社の方が鍵を持っておりまして、鍵の閉め忘れですとか給湯設備のチェックなども夜間に行っているのです、入ることは可能でございます。

○横尾委員

ちなみに、こういった体制について、どのような体制で、どなたが決めたかは確認できますか。

○(保健所)保健総務課長

今回入居した株式会社小樽ベイシティ開発でセキュリティーを従来担当している部署が担当するものになっているものだったと認識しております。

○横尾委員

もともとの施設でやっていたといった観点からそうなったかと思いますが、今、課題などは出たりしていませんか。

○(保健所)保健総務課長

民間施設に入居するときの課題になるかと思うのですが、やはり各入居団体の開館時間、閉館時間に合わせたセキュリティーの確保、また、来訪者の動線確保は課題になるものと認識しております。

○横尾委員

初めての取組ですので、いろいろな課題があるかと思いますが、それに合わせていろいろな体制を考えていただければと思っています。

この商業施設の中に入った部分ですので、対応の違いで、先ほどおもてなし認証の話もありましたけれども、市役所本庁舎はそういった形で職員がなっておりますし、職員がおもてなしを意識し、さらに対応がレベルアップするよう取り組みますという、おもてなし認証のホームページも見させていただきましたし、市役所本庁舎以外に勤務する職員にも取組を広げるとありました。

特に、商業施設から入ってきて、今度は、保健所といった公共の部分に直接入ってきますので、利用する方も商業施設との差みたいなものを感じてしまうのかとまさに思います。

改めて、そういったことを意識した対応みたいなことを心がけたりしている部分はありますか。

○(保健所)保健総務課長

私どものところといたしましては、やはり市民の方が入りやすい施設であることを狙いとして持っておりますので、入ってきた方に挨拶することであったり、また、気づかないでいることがないように、できるだけ速やかにお客様、市民の方にお声かけすることを指導しているところでございます。

○横尾委員

自動ドアもありますので、その時点で気づくことはできるのかと思います。うまく使っていればと思います。

この施設は、看板の色などが少し見づらいというお話も聞いておりますけれども、ユニバーサルデザインみたいなものは取り入れていらっしゃるでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

保健所の看板について検討の段階では、視覚障害のある方が見えにくい色を避けるようにということ、また、来庁される方が落ち着くような色合いを反映させる検討を行って現在のようになりました。なお、改善点があれば、そういった声は反映させていきたいとは考えております。

○横尾委員

ちなみに、そういった声はどこに伝えればよろしいのですか。

○(保健所)保健総務課長

保健所の部分であれば保健所になると思いますし、入居している各団体であれば各団体になろうかと思います。

○横尾委員

行政サービスの質の向上みたいな部分をずっと訴えてきておりますけれども、今後、施設に対する満足度の把握みたいなものをしっかりと把握した上で、目的を達成されているのかを確認していただきたいと思います。今回の取組で、私は民間施設を活用するノウハウを得たのではないかと思いますし、それを得ているのであれば、市全体で共有していただきたいと思います。

これからの公共施設の問題、課題を解決するためにはこういった視点も必要でありますし、ここがハードルになるかと思います。

民間施設活用のノウハウを得ているという認識でよろしいでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

昨年12月に入居して、いろいろなお声を頂戴しながらというところがございますが、課題や経験を一つ一つ集積している段階と認識しております。

今回、民間施設に入居したものが全て経験として、もうこれ以上ないというところではございませんので、これからも集積して、次につながるようなものを残せるようにやっていきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井委員

◎簡易水道事業会計について

簡易水道事業会計について伺います。

まず、議会選出の監査委員、佐々木秩監査委員に伺います。

決算審査意見書を拝見いたしました。令和2年度は約8,615万円の一般会計繰入金、令和3年度には約1億2,356万円にも達し、約3,741万円も増加しております。決算年度である令和6年度は9,761万円となっております。

毎年のように約1億円もの一般会計繰入金が発生し続けていることに、市議会議員でもある議会選出の監査委員として、一般論でどのような所感をお持ちになったか、お答えください。

**○佐々木監査委員**

簡易水道事業会計の決算に対する監査委員の意見としては、決算審査意見書に書かせていただいたとおりであります。

その中で、一般論としては、公営企業会計は独立採算が基本となりますので、一般会計が負担すべきものを除いて、繰入りに頼らない経営基盤の確立が重要であると理解しております。

繰入金については、経費の性質上、一般会計が負担すべき基準内のものと、そうでない基準外のものがありますが、基準外の繰入金は、主に石狩西部広域水道企業団への出資の財源や収支不足分などであり、この収支不足分を繰り入れることは好ましいことではないと考えておりますが、本事業においては、銭函4丁目及び5丁目の石狩湾新港地域の事業者に対して水を安定供給するため、設備更新や維持管理などを実施することから、一般会計から繰り入れているものと認識しております。

**○酒井委員**

この質問以降、水道局や産業港湾部などに伺いたいと思います。

まず、一般会計繰入金についてであります。

令和5年度決算と令和6年度の決算との比較と、なぜ減少したのか、主な要因をお示しください。

**○(水道)総務課長**

令和5年度の一般会計繰入金は1億2,356万2,297円、令和6年度は9,761万5,382円で、2,594万6,915円減少しております。

減少の理由としましては、収支不足分としての繰入金が270万円、また、石狩西部広域水道企業団へ支出する建設工事の出資金に対する繰入金で1,910万9,981円がそれぞれ減少となっております。

**○酒井委員**

それでは、どのように一般会計繰入金が算定されているのでしょうか。

**○(水道)総務課長**

基本的には、総務副大臣からの「地方公営企業繰出金について(通知)」を基に算定しておりますが、一部その基準に基づかない小樽市独自、いわゆる基準外繰出金で算定しているものがあります。

**○酒井委員**

それでは、決算書では一般会計繰入金はどのように説明されているのでしょうか。

**○(水道)総務課長**

決算書には、特に一般会計繰入金の説明文はございません。

**○酒井委員**

説明がないと、どれだけ一般会計から繰り出されているのかが見えてこないのですけれども、先ほど言われた9,761万5,382円はどうやって見つければいいのか。

**○監査委員事務局長**

決算説明書で申し上げますと、208ページの、歳出としては衛生費になるのですが、その簡易水道事業会計繰入金という形で、支出済額9,761万5,382円が分かるところでございます。

○酒井委員

日本共産党は、使いもしない水のために年間約1億円もの市民負担が生じていると常々主張してきたわけであり  
ます。

ところで、年間基本水量はどのように定められているのでしょうか。

○(水道)内山主幹

令和6年度までの基本水量につきましては、過去の給水実績などを参考に、本市が平成25年度から令和6年度ま  
での水需要予測を行い、その数量を用い、平成24年度に石狩西部広域水道企業団等と覚書を交わすことで基本水量  
としております。

○酒井委員

では、ここ5年間の基本水量と有収水量をお示してください。

○(水道)内山主幹

令和2年度から令和6年度までの基本水量について、令和2年度から順にお示し申し上げます。

令和2年度は58万9,840立方メートル、令和3年度は61万1,740立方メートル、令和4年度は64万575立方メートル、  
令和5年度は68万4,375立方メートル、令和6年度は72万4,525立方メートルとなります。

続きまして、有収水量につきましては、令和2年度は15万8,265立方メートル、令和3年度は16万2,368立方メー  
トル、令和4年度は17万7,719立方メートル、令和5年度は17万8,538立方メートル、令和6年度は18万487立方メー  
トルとなります。

○酒井委員

それでは、同様に有収率をお示してください。

○(水道)内山主幹

令和2年度から令和6年度までの有収率につきましては、令和2年度は56.7%、令和3年度は50.6%、令和4年  
度は51.3%、令和5年度は55.9%、令和6年度は60.1%となります。

○酒井委員

私は有収率が随分低いと感じるのですけれども、参考として、水道事業有収率と比べて、本市はどのように分析  
されているのでしょうか。

○(水道)内山主幹

水道事業の令和6年度の有収率は76.3%です。水道事業と比較し、簡易水道事業の有収率が低い理由として考え  
られるのは、銭函4丁目、5丁目地域には簡易水道を使用する企業の張りつきがまばらな地区があり、水質保全の  
ための使用分、つまり無収水量が多く、結果として有収水量が少なくなったためです。

なお、企業が張りついていきますと水質保全のための使用分が少なくなり、有収率も向上するものと考えられま  
す。

○酒井委員

ところで、使わない水を買ったことについて、どのように捉えているのでしょうか。

○(産業港湾)安井主幹

地下水利用組合企業の簡易水道への転換が進まなかったことにより、結果として、給水量より基本水量が多い状  
況となり、簡易水道会計としましては経営上負担になったものと考えております。

○酒井委員

使わない水をとという話でありましたけれども、そもそも第2期創設事業が非常に過大な計画だったと私は思っ  
ています。令和6年度までの基本水量は決まっておりました。

では、そもそもなぜ簡易水道が利用されないのか、お示してください。

○(産業港湾)安井主幹

地下水利用組合企業の簡易水道への転換が進まない理由につきましては、地下水の利用料金に比べ、簡易水道料金のほうが高いといったことで、企業経営に支障が生じるためとお聞きしております。

○酒井委員

値段が高いから使わないということなのです。

ところで、監査意見書を読みますと、引き続き純損失が生じるなど今後も厳しい経営環境が続くと思われますと記されております。

純損失が発生し続けると思われますとされているということは、発生し続けること自体、問題だとは思わないでしょうか。

○(水道)総務課長

委員のおっしゃるとおり、純損失を生じている状況にありますので、今後の事業の運営に当たっては、安定した水の供給を行うために、収入増や経費節減などの経営の計画的かつ効率的な運営に努めることが必要だと考えております。

○酒井委員

次に、収支不足の背景を伺います。

そもそも、石狩湾新港銭函地区簡易水道事業についての事業概要をお示してください。

○(産業港湾)安井主幹

石狩湾新港地域の開発を推進するため当該地域へ進出する企業に対しまして、安全で安定した水道用水供給が必要となることから、北海道の計画、指導の下、水道用水事業を実施しているものです。

○酒井委員

石狩開発株式会社の経営破綻による影響についてであります。

本市は、北海道からこういった説明を受けて、石狩西部広域水道企業団に参画を決定したのでしょうか。

○(産業港湾)安井主幹

簡易水道事業につきましては、北海道から、水道の整備等に関する費用については市の財政運営に支障を来さないように必要な措置を講ずるとの説明の下、平成元年に参画を決めております。

○酒井委員

当時、簡易水道事業の収支不足分と企業団の負担金、出資金は誰が負担することになっていたのでしょうか。

○(産業港湾)安井主幹

簡易水道事業における収支不足分と石狩西部広域水道企業団の負担金と出資金につきましては、協議により、石狩開発株式会社と北海道が負担することとなっております。

○酒井委員

それでは、いつまで本市は収支不足分の財政負担がなかったのでしょうか。

○(産業港湾)安井主幹

平成14年度までは小樽市の財政負担はございませんでしたが、石狩開発株式会社が民事再生を受けたことで、平成15年度から本市の財政負担が発生したものです。

○酒井委員

それでは、事業開始からの一般会計繰入金の累計をお示してください。

○(水道)総務課長

平成15年度から令和6年度までの累計で約16億6,000万円となっております。

○酒井委員

約16億6,000万円、すごい金額です。

ところで、第2期創設事業について先ほどお話ししましたが、何年まで続くのでしょうか。

○(産業港湾)安井主幹

第2期創設事業につきましては、令和6年度で終了しております。

○酒井委員

では、第2期創設事業での本市の負担と効果について、どのように分析されているのでしょうか。

○(水道)内山主幹

第2期創設事業では当別浄水場拡張工事などの事業を実施しており、本市、札幌市、石狩市、当別町の構成団体で建設費のアロケーションを行うことで、本市における建設費の負担軽減や施設能力拡大により、安定した水の供給につながっているものと考えています。

○酒井委員

決算ですから予算のことは聞けないわけでありますが、今後においては基本水量が減少することから、負担減につながると推察はするわけであります。

ところで、給水事業者数が1社増えました。決算年度において事業者数がどのようになると見込んでいたのでしょうか。

○(水道)総務課長

令和6年度予算では68社で見込んでおりました。

○酒井委員

68社で見込んでいたということですが、増えるとか減ることについては、全く見込んでいなかったということでしょうか。

○(水道)総務課長

基本的には、増額がなく変動がない68社と見て見込んでおりました。

○酒井委員

そうすると、先ほどの質問が何か成り立たなくなってしまうのです。

企業を張りつけることによって経営をよくしていくとか、また、収支改善していくというお話をされたのだけれども、結果として、令和6年度決算年度においては、増えない見込みで進んだということで改めて確認してよろしいですか。

○(産業港湾)安井主幹

企業の張りつきにつきましては、明確に1社増えるなどという予想ができないことから、増える取組はしておりますが、予算上は増減なしで積算している状況でございます。

○酒井委員

堅く見込んでいることが確認されました。

ところで、1社増えたことにより、収益に対する影響はどれだけあったのでしょうか。

○(水道)総務課長

令和6年度は開栓した業者が2社で、閉栓した業者が1社でした。開栓した業者からの給水収益は約13万円となっております。

○酒井委員

今後においても、順調に企業誘致が進み、給水事業者数が増える見込みがあるというお考えでしょうか。

○(産業港湾) 安井主幹

本地域への企業誘致につきましては、現在立地が好調であり、企業の立地が進めば給水事業所数も増えていくものと考えております。

○酒井委員

それでは、地下水利用組合企業の意向は聞いているのでしょうか。

○(産業港湾) 安井主幹

北海道の企業訪問に本市も同行し、簡易水道への転換に向け情報収集を行っております。

○酒井委員

それでは、立方メートル単価について伺いたいと思います。

簡易水道を利用している企業の平均単価については、1立方メートル当たり何円なのでしょう。

○(水道) 内山主幹

小樽市が企業に供給する1立方メートル当たりの平均単価につきましては、税抜きで392円となります。

○酒井委員

ところで、平成29年度から114円から111円に小樽市の受水単価の引下げがなされました。

引下げの効果があったとお考えでしょうか。

○(水道) 総務課長

受水費の支払いについては、年間基本水量に関する覚書の水量に単価を乗じて支払いをするため、3円安価となったことで受水費の支払いの減少につながったと考えております。

○酒井委員

さらなる引下げなど、料金体系の見直しは検討されたのでしょうか。

○(産業港湾) 安井主幹

平成29年度の引下げ以降、石狩西部広域水道企業団で料金の引下げを検討したという話は聞いておりません。

○酒井委員

そもそも、地下水揚水計画については北海道が策定し実施したものでありますから、北海道に責任があることは明白であります。

収支不足解消に向けて、小樽市として北海道にどのような対応を求めてきたのでしょうか。

○(産業港湾) 安井主幹

北海道に対しましては、地下水揚水計画どおり、地下水を利用している企業が簡易水道へ転換するよう必要な方策を実現すること、その転換を行わないことで生じている料金収入の不足分の補填と小樽市域の企業立地の促進について企業誘致活動の強化、以上の3点を要請しております。

本年につきましても、8月21日に要請を行っております。

○酒井委員

では、北海道はどういった主張をしているのでしょうか。

○(産業港湾) 安井主幹

北海道からは、収支不足の補填は厳しい、地下水利用組合の簡易水道への転換については引き続き企業に要請していく、簡易水道の利用が多い食品関連産業の企業誘致に石狩開発株式会社と連携しながら取り組んでいきたいという回答がございます。

○酒井委員

これまでどおりなのです。これまでも北海道が主張してきたのは、破綻は想定外であって、収支不足への財政支援は難しいと。今後は地域企業の水量を増やしていくことが大事だと、誘致に向けたPR活動などをしていくとい

うことなのです。

それは分かっているのですけれども、では、これまでと何か変わりはあったのでしょうか。

○(産業港湾)安井主幹

北海道からの回答につきましては、これまでと同様の内容となっております。

○酒井委員

これまでどおりなのです。私は、これで北海道として責任は全然果たしていないと思います。小樽市ももちろんそれを手をこまねいてやっているわけではなく、毎年のように要望していますけれども、それに対して全く対応しないという北海道に対しては、私自身は非常に不信感すら感じています。

ところで、簡易水道事業の赤字解消に向けた取組、年間基本水量の見直し、それから、本市の一般会計からの繰入れについて、決算年度でどのように想定したのでしょうか。

○(産業港湾)安井主幹

簡易水道事業会計について、令和7年度に向けて、令和6年度には北海道への要請を行い、また、石狩西部広域水道企業団及びその構成団体と、年間基本水量に関する覚書の協議を行いました。この覚書を交わすことで収支不足分が解消し、一般会計からの繰入金が増加することを想定しておりました。

○酒井委員

この簡易水道事業の問題というのは、私は本当に根深い問題だったと思います。先ほども紹介があったとおり、もし約16億5,000万円ものお金があれば小樽市がどれだけの事業ができたかを考えると、私は北海道に対して非常に腹が立つ思いです。

ただ、先ほどの答弁にもあったとおり、これから基本水量と受水費について一定程度の見直しなどが行われる見通しとなっておりますから、改善されることを期待申し上げます。

○松井委員

◎学校跡利用について

初めに、学校跡利用について伺いたいと思います。

昨年度、学校再編に伴う跡利用検討委員会が1回行われていることが事務執行状況説明書に示されていますけれども、第4回定例会の総務常任委員会で方針が決まっていなかった6校のうち4校についての方針が報告されています。その報告について示してください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

学校跡利用の検討状況についてですが、旧末広中学校につきましては、陸上競技場など公園利用者の駐車場が必要な状況であるため、校舎及び体育館を除却いたしまして、グラウンドとともに駐車場として整備する方針、旧北山中学校につきましては、校舎を除却しまして跡地を売却する方針、旧松ヶ枝中学校につきましては、水道局の配水池の候補地として確保する方針、旧忍路中学校につきましては、サウンディング型市場調査を実施いたしまして、民間活用を検討している状況となっております。

○松井委員

では、その中の旧忍路中学校サウンディング型市場調査が令和6年12月から令和7年7月まで行われているかと思うのですが、その結果について聞かせてください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

旧忍路中学校のサウンディング型市場調査につきましては、エントリーが1件ございまして、現地確認及び事業者との対話を実施してございます。

事業者からは、土地及び建物を取得した上で利活用するという提案がございまして、民間活用の実現性を把握す

ることができたところでございます。

**○松井委員**

これまで、サウンディング型市場調査で利活用につながった事例はあるのでしょうか。

**○(総合政策) 企画政策室赤井主幹**

これまでに旧忍路中学校のほかは、4校でサウンディング型市場調査を実施してございますが、提案がないケース、または提案がありましたが実現には至らなかったケースなど、利活用につながったケースはございません。

**○松井委員**

実現はなかなか難しいのだということが分かりました。

第4回定例会でお聞きしたときには、先ほど紹介していただきましたが、旧末広中学校、旧北山中学校の除却時期や、旧松ヶ枝中学校の活用実施時期は未定となっていましたけれども、現在の状況についてお知らせください。

**○(総合政策) 企画政策室赤井主幹**

旧末広中学校、旧北山中学校の除却の予定時期、そして旧松ヶ枝中学校の活用実施時期につきましては、現時点では引き続き未定となっております。

**○松井委員**

それでは、平成30年に売却された旧若竹小学校についてです。

活用がされていないように見受けられますけれども、今はどのような状況になっているのか、お聞かせください。

**○(財政) 契約管財課長**

平成30年7月に売却し、落札者からは高齢者住宅として供用することと聞いておりましたが、落札者が令和5年3月に自己破産し、同年10月に別の業者に所有権が移っております。直近の登記簿を確認したところ、その後の所有者の異動はございません。

**○松井委員**

高齢者住宅ができなかったということは残念なことです。

では、旧祝津小学校についてお聞きします。

こちらも売却方針は決定しています。2年前に私がお聞きしたときには、建築基準法上の接道要件を満たす要件から関係部署と協議中で、調整がつき次第、売却に向けた具体的な手続に入っていくというお話でした。その後の進捗についてお聞かせください。

**○(財政) 契約管財課長**

令和6年に建築基準法上の接道要件を満たすための市道の調整が終わりましたので、同年中に売却に向けた測量調査を実施し、完了しております。

現在は、不動産の評価額を算定するため、鑑定士に依頼中であります。評価額が分かり次第、小樽市市有財産等評価委員会に諮り、売却の予定価格を決定した後、売却手続に進んでいきたいと考えております。

**○松井委員**

旧祝津小学校なのですけれども、グラウンドは使えないのかというお声をお聞きすることがあるのですが、売却までの間、子供がサッカーをすることなど、短期間貸し出すなどといったことについてはどうなのでしょう。

**○(財政) 契約管財課長**

旧祝津小学校を含む用途廃止後の学校施設及びグラウンドの維持管理については、防犯対策の機械警備や倒木のおそれによる苦情への対応など必要最低限のことしか行っていないため、基本的には貸付けを行わないこととしております。しかし、管理上問題ないと判断される場合に限り、貸付けができる旨の内規を平成29年に作成しております。

ただ、今、御質問にあった子供がグラウンド上で遊んだり運動したりすることについては、現状の維持管理の状

況から、グラウンド上に雑草が生えていたり表面に凸凹があったりと運動するには適した状況ではなく、事故のおそれがあり危険であるため、貸出はしておりません。

ただ、管理上の問題がない使用に限り、例えば企業がそこで作業場として使うとか、物を一時的に置かせてほしいという状況については、管理上の問題がないということで貸出は行っております。

○松井委員

防犯上もいろいろとあると思います。一時的な貸出は可能だとお聞きしました。

次に、旧色内小学校についてお聞きしたいと思います。

跡地が道営住宅になりましたけれども、その経緯について簡単に説明をお願いいたします。

○(建設) 建築住宅課長

跡地が道営住宅になりました経緯につきましては、平成26年に北海道へ要望書を提出後、当該跡地での建設の必要性について継続的に協議を行い、子供から高齢者まで安心して暮らせる住環境を提供する道営住宅を本市と北海道が連携して整備するという基本方針について一定の合意に至ったことから、令和3年8月27日に改めて要望書を提出し、同年10月29日に北海道から市へ通知があり、道営住宅整備の事業が決定されたものです。

○松井委員

子供から高齢者までというお話だったのですけれども、当初は40戸という予定になっていたのが35戸になったのは、どういった理由でしょうか。

○(建設) 建築住宅課長

整備戸数につきましては、令和3年8月に本市から北海道へ要望した整備戸数が40戸でしたが、整備を行う北海道が建設予定の敷地条件及び付近住民の眺望を考慮したこと、また、道営住宅の管理戸数の適正化を踏まえた道営住宅整備活用計画に基づき、35戸に設定したと聞いております。

○松井委員

少し少ないと思いました。

私の周りでも、できれば入りたいという声も何人かの方からお聞きしたものですから、35戸のうち、稲穂改良住宅からの優先入居があると思うのです。その優先入居と、公募で入居できる戸数についてはどうなっているのか、お聞かせください。

○(建設) 千葉主幹

当該道営住宅の総戸数35戸のうち、優先入居となる稲穂改良住宅の入居者の住み替えによるものが19戸、新規に入居者を募集したものが16戸となります。

○松井委員

では、応募できるのは16戸だけだったということです。

実際の応募数や倍率について分かれば、お聞かせいただきたいと思います。

○(建設) 千葉主幹

道営住宅の入居者募集については、令和7年2月と5月と8月に行っております。北海道に確認しましたところ、令和7年2月については14戸の募集を行い、99件の応募がありましたので倍率は7倍、5月は2戸の募集を行い、40件の応募がありましたので倍率は20倍、8月は1戸の募集を行い、2件の応募がありましたので倍率は2倍である旨伺っております。

応募数の合計は17戸となりますが、2月の募集時に入居辞退が1件あり、8月に再度1戸の募集を行っていることから、新規募集による入居戸数の合計は16戸となります。

○松井委員

7倍、20倍、2倍と、やはりなかなかの倍率だったことが分かりました。

旧色内小学校跡地広場整備事業費、約9,400万円が計上されていますが、この工事費の主な内訳についてお聞かせいただけますか。

○(建設)公園緑地課長

工事費の主な内訳についてであります。遊具の設置に約1,700万円、駐車場や園路の整備に約1,920万円、あずまややベンチなどの休憩施設整備に約2,020万円、多目的トイレと水飲み台の整備に約1,750万円となっております。

○松井委員

では、その遊具などは完成したのでしょうか。それは誰でも利用できるものなのでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

遊具などの施設につきましては、全て完成しております。また、広場の利用につきましては、地域住民の方をはじめ、どなたでも利用できる広場となっております。

○松井委員

稲穂改良住宅もなくなり、JR小樽駅の周辺、稲穂や色内、富岡、花園の辺りでは、やはり公営住宅が少ないと思うのです。

市としては、少ないという認識をお持ちでしょうか。

○(建設)建築住宅課長

JR小樽駅周辺の公営住宅につきましては、高度経済成長を背景に、郊外も含めて公営住宅の建設を進めてきた経緯があり、それらの地域と比べると少ない状況があります。JR小樽駅周辺のように利便性の高い地域に公営住宅を建設することは望ましいことですが敷地確保などの課題もあり、ほかの利便性の高い地域も含めて整備を進めているところです。

○松井委員

次に、旧色内小学校跡地地中残置物撤去費負担金が約872万円発生しています。

どういった内容でしょうか。

○(建設)庶務課長

旧色内小学校跡地地中残置物撤去費負担金の支出の内容ですが、コンクリートやれんがの瓦礫類216.01トン撤去する際に要した費用であり、これらの瓦礫類は、航空写真により残置物の位置関係等の調査を実施した結果、小樽市旧色内小学校校舎の埋設物と特定できたものでございます。

○松井委員

今、道営住宅で北海道に貸しているものですが、やはり北海道ではなくて市が負担するべきものなのでしょうか。

○(建設)庶務課長

旧色内小学校跡地は小樽市が所有している土地であり、地中から支障となる残置物が出てきた際、その処分につきましては、土地の所有者である小樽市が撤去することが義務とされていることから、北海道と協議の上、撤去費を小樽市で負担したものでございます。

○松井委員

小樽市の所有なので小樽市が負担ということなのですね。

それで、先ほど、中心部は公営住宅が少ない状況があるという答弁がありましたけれども、稲穂改良住宅もなくなり、道営住宅が建ったけれども限られた数です。市内交通の便も悪くなっています。

中心部に公営住宅がもっと必要だと私は思いますし、公共施設の跡利用も含めて、総合的に暮らしやすい小樽市のまちづくりが進むことを願っています。

◎学校プールについて

次に、学校プールについてお聞きしたいと思います。

事務執行状況説明書によりますと、令和6年度は水泳授業が134回行われています。

以前、水泳授業の回数は各学校で決めているとお聞きしましたけれども、一番少ない学校と一番多い学校の回数を小学校、中学校別にお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和6年度の水泳授業の回数で一番少ない学校と一番多い学校の回数につきましては、各学校により水泳授業の実施状況は異なりますが、小学校は一番少ない学校は全学年合同で授業を実施し1回となっており、一番多い学校が各学年で3回授業を行い、6学年の合計で18回となっております。

また、中学校は一番少ない学校がゼロ回、一番多い学校が1学年と2学年の各学年を二つに分けて、それぞれ4回授業を行っており、合計16回となっております。

○松井委員

市内に小・中学校は29校ありますけれども、そのうちプールが設置されているのは6校ですので、それ以外の学校の児童・生徒はプールのある学校に移動して水泳授業を行うことになると思うのです。

プールが設置されている学校と設置されていない学校では、水泳授業の回数や水泳の授業時間に影響はあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

プールが設置されていない学校では、設置校またはプールのある民間施設に移動して水泳授業を行いますので、移動に要する時間が生じます。その分、水泳授業の授業時間等に一定程度の影響があるものと認識しております。

○松井委員

やはり移動の時間というのは影響があると思います。

プール設置、保守が6校で実施されていますけれども、保守の内容について聞かせてください。

○（教育）施設管理課長

保守の内容といたしましては、浄化装置の点検や上屋シートの取付け、取り外し点検などとなっております。

○松井委員

総務常任委員会でもお話ししたのですが、楽しみにしていたプール授業が修理のために中止になってしまっって子供が残念がっていたというお話も聞くのです。

予定していた水泳授業が修理などで中止になった学校を把握はしているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

令和6年度においては、プールの修理を行った学校で水泳授業が中止になった学校はございませんでした。

○松井委員

夏季休業期間の学校プール開放の利用状況についてお示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

夏季休業期間に開放しております桂岡小学校、幸小学校、向陽中学校の利用状況につきましては、令和6年度は午前27回、午後27回開放し、利用延べ人数でお答えいたしますと、一般利用者が126人、中学生以下が615人、合計で741人になります。

○松井委員

夏季休業期間だけで741人というお答えでした。多くの方に利用されているという印象を受けました。

長橋中学校と西陵中学校では開放されていないことになりますけれども、こういった理由でしょうか。

○(教育)生涯スポーツ課長

プールの入り口までの経路が狭いといった施設の状況や校区の重なり具合などを考慮して、長年、向陽中学校、幸小学校、桂岡小学校の3校で開放しているものであります。

○松井委員

それでは、高島小学校の温水プール開放事業についてお聞きいたします。

令和6年度の利用者の合計人数をお聞かせいただけますか。

○(教育)生涯スポーツ課長

令和6年度の高島小学校温水プールの利用人数は、一般使用、専用使用を合わせて1万6,669人になります。

○松井委員

では、一般使用中の中学生以下とそれ以外の方の利用者数をお聞かせください。

○(教育)生涯スポーツ課長

昨年度の高島小学校温水プールの一般使用利用者数は、中学生以下が1,341人、それ以外は5,080人になります。

○松井委員

専用使用の利用者数は何人だったのでしょうか。

○(教育)生涯スポーツ課長

昨年度の高島小学校温水プールの専用使用の利用者数は1万248人になります。

○松井委員

ところで、専用使用はどのような利用の仕方が、お聞かせいただけますか。

○(教育)生涯スポーツ課長

専用使用とは、水泳協会などで行うスクールや向井流水法会の練習会、消防などの訓練、あと水泳大会などで一部のレーンや6レーン全てを貸し切って使用する利用の方法になります。

○松井委員

大会などで貸切りというお話がありましたが、令和6年度に高島小学校温水プールで行われた水泳大会についてお聞かせください。

○(教育)生涯スポーツ課長

昨年度の高島小学校温水プールで行われた水泳大会につきましては、小樽市中学校体育連盟水泳大会、全国高等学校体育連盟水泳大会、日本水泳連盟泳力検定会、小樽市民スポーツ大会水泳競技会、北海道十大学合同記録会、小樽小、中学校・高校水泳競技大会になります。

○松井委員

6月から10月にかけて水泳大会が結構行われていると分かりました。

それで、令和6年度の使用料の収入は幾らになるのでしょうか。

○(教育)生涯スポーツ課長

令和6年度の高島小学校温水プールの使用料収入は255万7,950円になります。

○松井委員

令和3年度のスポーツ庁の統計では、小学校のプール設置率が87%となっています。札幌市では96%、ほとんどの小学校にプールがあるという状況なのです。

小樽市は小学校は17校ありますけれども、そのうち3校にしかプールの設置がありません。道内5万人以上の市で市営プールがないのは小樽市と恵庭市ですが、恵庭市では全ての小学校にプールの設置がある状況です。小樽市は、子供たちや市民が水泳に親しむことができる環境が少ない状況だと言えます。

市営プールがあれば、例えば学校プールの老朽化で修理が必要になった場合の代替や夏以外でも水泳授業ができ

るなど、市民はもちろん児童・生徒にとっても水泳に親しむ機会が増えると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(教育)生涯スポーツ課長

平成19年に小樽市室内水泳プールの代替施設として高島小学校の温水プールを改修し、子供から高齢の方まで市民が水泳に親しむ環境を確保しておりますが、新たにプールが増えるということであれば、水泳の機会は増えるものと考えております。

○松井委員

水泳教育の研究に取り組む専門家の方は、水泳は人が生きていく上で必要なライフスキルであるとして、義務教育で水泳授業が重要だとおっしゃっています。

でも、学習指導要領では、水泳について、クロールなどいろいろと具体的に、この学年ではここまで身につけることを指導するとは書いているのですが、最後に、適切な水泳場の確保が困難な場合には、座学でもよしということから、先ほど中学校ではゼロ回ということもありました。実際に授業が行われていない学校もあるということで、今、水泳の経験が不足して、特に小学校の高学年から中学生にかけて泳げない子供が全国的に増加しているとお聞きします。

小樽市新総合体育館の計画が延期される方向にはなっていますが、自治体の責任で、子供たちの運動環境、水泳環境を守るためにも、できる限りの早期の建設に尽力をお願いしたいと思っています。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

○下兼委員

◎市民の生活安全について

まず、小樽市民の生活安全についてお伺いいたします。

初めに、特殊詐欺等についてお尋ねします。

報道によりますと、今年6月までの半年間の特殊詐欺、SNS型ロマンス詐欺、SNS型投資詐欺事件の被害額は、全国で約1,187億円と昨年と同じ時期よりおよそ300億円増え、過去最高のペースとなっていることが警察庁のまとめで分かりました。警察官をかたる手口が大変増えているということで、警察庁は注意を呼びかけています。

また、北海道警察のサイトを見ますと、令和6年1月から12月までの認知件数は372件、被害総額は約35億円、今年8月末では認知件数386件、被害総額は約25億円です。半年間で既に昨年の認知件数を上回っていますし、被害額も昨年に近づいています。さらに特殊詐欺被害者の年齢層は、やはり高齢者の割合が50%近くとなっており、被害者の半数が高齢者という事態になっております。

そこで、令和6年度の小樽市内の特殊詐欺等の認知件数、被害額をお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

令和6年度の本市の特殊詐欺及びSNS型の詐欺についてでございますが、認知件数は33件、被害額につきましては約1億5,000万円であると警察から情報提供を受けております。

○下兼委員

件数よりも金額に驚いております。やはり一つ一つの事件で大きなお金が動いていることを確認いたしました。

今朝も、警察官を名のる男らに、札幌市の70歳代夫婦が1,740万円をだまし取られたとの報道がありました。毎日、新聞を見ているのですが、ほとんど毎日、特殊詐欺あるいはSNS詐欺の事件が発覚していることが分かります。本当に恐ろしい世の中になったと感じております。

小樽・北しりべし消費者センターには、消費者の方々から特殊詐欺以外にも様々な相談が寄せられていると思います。

小樽・北しりべし消費者センターに寄せられた昨年度の相談件数をお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

令和6年度の相談件数は764件でございます。

○下兼委員

764件、すごい相談件数だと思います。

それでは、主な相談内容をお聞かせいただける範囲でお願いいたします。

○(生活環境)生活安全課長

小樽・北しりべし消費者センターに寄せられた相談のうち、件数の多かったものについて3件程度お答えいたします。

身に覚えのない商品を購入したとしてクレジットカードの引き落としが行われたこと、動画配信サービスなどの広告を見て1回限りと思って健康食品等を購入してみたところ、本人が気づかないうちに定期購入となっていたこと、スマートフォンを他社に乗り換えた際の料金トラブルなどが挙げられております。

○下兼委員

私は、本当はこの相談内容に詐欺のことが入っているのではないかと思ったのですけれども、詐欺だと自分で自覚をされないでそのまま過ごしている方もいるのか、あとは、警察となると本当に被害が大きくなって、あ、これはまずい、これは警察案件だとなって警察に御相談が行くのかと思います。やはり消費者の方々不安を持ち、どうしようと悩んでいるときに相談できる小樽・北しりべし消費者センターがあることだけで安心しております。消費者の方々のためにも、これからよろしくお願いいたします。

さらに、事務執行状況説明書の中で、DVDの貸出しとありますけれども、どのような内容のDVDなのでしょう、お聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

消費者啓発のDVDの貸出しでございますので、その内容についてお答えいたします。

詐欺対策やネットトラブル、また金融商品や金融犯罪に関するもの、消費者関係のもので、そのほかにも添加物や加工品などの食べ物、食品の安全性に関するものも貸し出しております。

○下兼委員

やはりDVDはたくさんの方でも見られますし、個人でも見られますし、とてもよいことだと思います。

そして、生活安全課では、年に4回、くらしのニュースおたるを発行しております。令和6年度のくらしのニュースおたるでも、6月号と12月号には、SNS詐欺、投資詐欺、あと12月は、おいしい話に注意をという事で啓発されています。自分だけは大丈夫と考えている人は、実は詐欺の被害に遭うリスクが高いと言われております。詐欺の手口もますます巧妙化しています。これからも、小樽市の高齢者を含め広く市民への情報発信、啓発などの取組をお願いいたします。

次に、交通安全推進事業についてお尋ねします。

暑い夏もやっと落ち着いて、ドライブにもよい行楽シーズンになってまいりました。秋の全国交通安全運動が9月21日から30日まで10日間実施されています。

そこで、何点かお尋ねいたします。

令和5年度と令和6年度に発生した交通事故件数と死者数、そして傷者数をお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

令和5年度は、交通事故件数は131件、死者数は2名、傷者数は178名、令和6年度は、交通事故件数は114件、死者数は7名、傷者数は139名となっております。

○下兼委員

令和6年度の死者数が7名というのは、やはり少し衝撃的です。

それでは、道民交通安全の日、飲酒運転根絶の日、バイクの日というものがありまして、それぞれ活動されています。どのような日なのか、また、令和6年度の活動内容をお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

まず、道民交通安全の日ですが、北海道交通安全推進委員会が毎月15日を交通安全意識の高揚を図る活動を行う日としており、本市では毎月15日前後、土日などの日程により日にちが前後することがありますが、市内の商店街やスーパーの入り口等で啓発活動を行っております。内容につきましては、高齢者を中心に夜に車のライトなどで光る夜光反射材をお配りし、また、反射材が実際に光る様子も体験してもらうことで、夜間を歩く際に走行する自動車に気づいてもらえる重要性をお伝えしております。

次に、飲酒運転根絶の日ですが、平成26年に、おたるドリームビーチ周辺での飲酒運転による交通死亡事故を契機といたしまして、北海道により、北海道飲酒運転の根絶に関する条例が定められ、その中で7月13日が飲酒運転根絶の日と制定されております。その7月13日に、おたるドリームビーチの海岸で飲酒運転根絶の啓発活動を行いました。こちらは小樽警察署主催の啓発活動に参加し、おたるドリームビーチに訪れております海水浴客などの皆さんに、ノンアルコールビールやうちわなど啓発グッズを配布することで、飲酒運転根絶を呼びかけております。

また、昨年につきましては、おたるドリームビーチでの飲酒運転による交通死亡事故から節目の10年ということもありましたので、7月13日の前日であります、7月12日にウイングベイ小樽にて飲酒運転根絶に係る啓発イベントを実施いたしました。

最後に、バイクの日でございますが、バイクによる交通事故を撲滅することを目的とし、国により8月19日と制定されております。昨年は8月19日の直近の週末であります8月18日に、色内の運河公園周辺にて、こちらも小樽警察署主催の啓発活動に参加し、訪れたライダーに啓発用のフラッグなどを配布いたしまして、バイクの安全運転について呼びかけを行っております。

○下兼委員

やはり飲酒運転は本当になくならない。そして、ほとんどが重大な事故につながっている、これは本当に根絶しなければならぬと思います。

そして、11年前の7月13日、おたるドリームビーチでの飲酒運転により3名の方が貴い命を落とされ、1名の方が重傷という本当に痛ましい事故がありました。この事故は決して忘れてはいけないと思います。

それでは、交通安全講話はどういったところで何回行われ、講話の内容、参加者の感想などがありましたらお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

交通安全講話でございますが、町内会や老人クラブ等からのお申込みに対しまして、御用意いただきました会場を訪問し、令和6年度は13回実施しております。内容に関しましては、御自身が事故の加害者にも被害者にもならないための話を主に行っております。参加者は高齢の方々を中心となっておりますので、講話のほかにも記憶力の脳トレや簡単なゲームのようなものを行ってもらい、年齢により運動能力や視野などに変化が生じることなどをその場でお伝えしております。また、参加された方には、先ほど説明しました夜光反射材も配布しております。

参加者の感想ですが、斜め横断が危険であることを理解したや、夜光反射材の効果が分かった、御自身の視野が

狭くなっていることに気づいたなどの感想をいただいております。

○下兼委員

やはり自分でやってみて、ふだんしない行動や運動能力などが分かることは本当に大切だと思います。これからも続けていただきたいと思います。

次に、市民生活についてお尋ねいたします。

市民生活に害を及ぼす鳥獣対策で、カラスは151件、蛇は41件とありましたけれども、それぞれどのような対応をしているのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

まず、カラスに対して出動した際の対応についてですが、出動の多くはカラスの子育ての時期であります。カラスのひなが巣から落ちる、または飛行訓練の最中に道路に落ちるなどがあった際に、親ガラスがひなを守る行動を取り、通行人に危害を加えるといったことが起こります。そういった通報があった場合には、親ガラスは、守る対象であるひなが目の前からいなくなると通行人に危害を加える行動がなくなるため、ひなを捕獲し鳥獣保護区に放鳥しております。

次に、蛇に対しての対応ですが、蛇に関しましては短時間の間にほかの場所へ移動することが多いため、通報があった際には、現にその場所にいる場合に出動いたしまして、できる限りの捕獲、駆除といったことをしております。

○下兼委員

カラスも捕獲するのかわかるとは違うのです。放鳥すると聞きまして、改めてカラスは捕まえられないのだと思いました。

それでは、コミュニティリーダー養成研修会についてお聞きいたします。

コミュニティリーダー養成研修会の目的をお聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

研修の目的でございますが、やはり地域の様々な課題に対応していくためには、行政だけではなくて地域コミュニティの中心的役割を担っている町内会の協力が必要になりますので、町内会長や役員の方々を対象に、有識者や先進的に取り組む町内会長などを講師に招いた研修を実施いたしまして、課題解決のきっかけや地域活動の活性化に向けた取組につなげていただくことを目的として、年1回、毎回テーマを変えて開催しているものでございます。

○下兼委員

それでは、令和6年度コミュニティリーダー養成研修会が開催されましたが、研修会の内容と参加人数をお聞かせください。さらに、参加者の感想などがありましたら、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

令和6年度につきましては、防災をテーマといたしまして、避難所運営ゲームを活用しながら、避難所の運営に関する考え方を学ぶ内容で実施いたしまして、22町内会から34名の方に参加いただきました。

参加者の方々からは、災害時の避難所の運営の際は様々な事態や混乱が生じることが体験でき、改めてリーダーシップを発揮しながら運営することの難しさを認識できたという声を聞いております。

○下兼委員

ゲーム方式というのはいいと思います。話を聞いているだけでは、多分頭には全く残らないと思うのです。だから、自分で体を動かして、こういうふうに行った、ああいうふうに行ったというのは本当に大事だと思います。

◎ゼロカーボンシティ小樽市について

次に、ゼロカーボンシティ小樽市に向けた取組についてです。

令和7年1月に第2次小樽市環境基本計画が策定されました。計画策定の背景・目的の中で、小樽市は、令和3年5月にゼロカーボンシティ小樽市を表明し、令和5年9月には、市民や事業者の皆様を含めた地域全体を対象とする小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】を策定し、令和6年度から市民や事業者に向けてゼロカーボンに関する具体的な取組を始めていると思います。私も、地球温暖化対策は大きな課題であると思います。

それでは、小樽市内で排出されている温室効果ガス排出量は、どのような部門、分野が多いでしょうか。割合を含めて上位三つをお聞かせください。

○(生活環境) 環境課長

環境省が公表している自治体排出量カルテによる本市における最新の公表値である令和4年度では、製造業などが含まれる産業部門が37%、家庭部門が26%、店舗、ホテル、学校、病院、官公庁などが含まれる業務その他部門が19%となっております。

○下兼委員

やはり産業部門があります。

そういうことであれば、主に産業部門を中心とした取組を行っていくことが必要となると思います。

そこで、また何点かをお尋ねいたします。

昨年8月に、小樽市内の事業者向けに、小樽市ゼロカーボンキックオフセミナーが開催されました。セミナーの案内のリーフレットには、脱炭素社会の実現に向けて、脱炭素をめぐる最新の動向、脱炭素経営の理解を深めるとともに、事業者の皆様が取組に役立てていただくことを目指しますとありました。

それでは、小樽市ゼロカーボンキックオフセミナーでは、どのような業種の方が何名参加されたのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境) 環境課長

小樽市ゼロカーボンキックオフセミナーの参加者の主な業種は、製造業、金融保険業、建設業などでありまして、参加者数はオンラインの参加15名を含めまして計52名でした。

○下兼委員

また、小樽市ゼロカーボンキックオフセミナーはどのような内容だったのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境) 環境課長

小樽市ゼロカーボンキックオフセミナーの内容としましては、北海道経済部ゼロカーボン推進局の御担当者に、「省エネからはじまるゼロカーボン」をテーマに、省エネに取り組む必要性や事業者が脱炭素経営に取り組むメリットを御説明いただいたほか、小樽市内の事業者の先進事例を御紹介いただきました。また、株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行の御担当者から、金融機関による温室効果ガスの見える化や脱炭素計画策定への支援について情報提供いただきました。

○下兼委員

お役所から金融機関まで、幅広い内容だったことが分かります。セミナーの内容では、やはり省エネに取り組む必要性が感じられました。

そこで、お尋ねいたします。

小樽市では、中小企業向けに省エネ診断を実施した事業者に支援を行いました。市が省エネ診断を支援した事業者数と、どのような業種だったのか、お聞かせください。

○(生活環境) 環境課長

令和6年度に市が省エネ診断を支援した事業者数は6社で、業種は製造業が3社、冷凍倉庫業が2社、建設業が1社となっております。

○下兼委員

やはりトップには製造業が来ますね。規模が大きいということが分かります。

それでは、個別の省エネ診断の結果をお聞きはできないと思うのですが、主にどのような診断結果が出ていましたでしょうか、お聞かせいただける範囲でお願いいたします。

○(生活環境)環境課長

令和6年度に市が支援を行いました省エネ診断は、一般社団法人省エネルギーセンターが実施する、省エネ最適化診断というものでありまして、診断結果につきましては、新たな設備投資が不要なもの、設備投資の回収期間が5年以下のもの、設備投資の回収期間が5年以上のものと3区分に分かれておりまして、区分に応じまして省エネルギー改善の提案が示されております。

新たな設備投資が不要なものとしましては、冷凍庫の庫内温度緩和やボイラーの蒸気圧力の低減などがありまして、設備投資回収期間が5年以下のものとしましては、長期配管、パルプの保温断熱や冷凍庫のエアカーテンの更新などがあります。また、回収期間が5年以上のものとしましては、変圧器の更新、太陽光発電設備の導入、LED灯の更新などがございました。

○下兼委員

今できることというものも結構あるのだと。製造業の方、業者の方々も気がつかないところですが、やはりそうやって診断をしていただくことによって、これもできるのだ、あれもできるのだということに気がついたことが本当によかったと思います。

それでは、この省エネ診断は、もっと広く小樽市内の事業者にも知っていただく必要があると思われま

そこで、小樽市ゼロカーボンキックオフセミナーに引き続いて、本年2月に小樽市ゼロカーボンステップアップセミナーを開催されましたが、このセミナーはどのような業種の方が何名参加されましたでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)環境課長

小樽市ゼロカーボンステップアップセミナーの参加者の主な業種なのですが、キックオフセミナーと同じように製造業、金融保険業、建設業、そのほかに飲食宿泊業などの方がありました。参加者数につきましては、オンラインの参加14名を含めまして計55名でございました。

○下兼委員

業種が広がってきたことが分かります。

それでは、小樽市ゼロカーボンステップアップセミナーはどのような内容だったのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)環境課長

小樽市ゼロカーボンステップアップセミナーの内容としましては、一般社団法人省エネルギーセンターの専門員の方に、「脱炭素経営の第1歩！省エネ診断」をテーマに、省エネの進め方や診断事例の御紹介をいただいたほか、北海道経済産業局の御担当者からは、国の省エネ・非化石転換補助金などの情報提供をいただきました。

また、昨年12月に再生可能エネルギーの利用促進に向けた連携協定を市と締結しました株式会社エナーバンクの御担当者から、おたる再エネ共同購入プロジェクトの概要や参加のメリットなどについて御説明いただきました。

○下兼委員

やはり再生エネルギーが出てきました。

それでは、セミナーを実施した際に、参加者から感想や意見はお聞きになったのでしょうか。また、ゼロカーボンに取り組む上での課題などを聞いていれば、どのような課題が多かったのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)環境課長

セミナーの参加者に対しましてアンケートを実施し、ゼロカーボンに取り組む課題についてもお聞きしております。その中で多かったものとしましては、設備導入にコストがかかる、何から始めることがよいか分からないといった意見が多かったところでございます。

○下兼委員

やはり何から始めていいのかが分からないところが問題で、こういう機会がどんどん増えれば、ほかの事業者にも広まっていくのではないかと思います。

ゼロカーボンに関しては、特に中小企業にとっては、設備投資に関するコストの面、何から始めていいのかわからないなどの声があったと、今、環境課長からお聞きしました。また、近年のエネルギー価格の上昇をはじめ、中小企業にとっては厳しい状況が続く中、省エネ診断を行うことは、脱炭素の取組の第一歩となるほか、エネルギーコストの削減という大きな効果も見込めると思います。

令和7年度は、このような事業者の要望に応えるため、昨年度に引き続き脱炭素経営に関するセミナーの開催、省エネ診断の補助、そして、新たに中小企業等省エネ推進補助金を創設されたことは、ゼロカーボンシティ小樽市に向けて大きく前進する取組だと思えます。

さらに、迫市長自らが、ゼロカーボンの取組についてお話をされています。昨年4月1日放送のFMおたる「明日へ向かってスクラムトライ！」です。少し紹介させていただきます。

温室効果ガス削減の取組は、今年度だけではなく、今後も着実に続けていかなければならない取組です。2050年度カーボンニュートラルの実現という目的、目標達成のためには、市民の皆さん、それから事業者の皆さん、オール小樽の協力が不可欠と考えています。ぜひ御理解と御協力をお願いしますとラジオではおっしゃっていました。

今後も、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて取組を加速していただきたいとお願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。